

防衛庁訓令第52号

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第4条第2項、第7条第2号、第8条第4項第1号、第14条第1項ただし書及び第3項、第15条第1項及び第2項、第17条第4項、第17条の2第1項及び第2項、第17条の5第1項及び第3項、第17条の7第3項、第20条第3項第3号及び第22条第1号並びに別表第1、別表第3及び別表第6備考第3号の規定に基づき、防衛庁職員給与施行規則を次のように定める。

昭和30年8月15日

防衛庁長官 砂 田 重 政

防衛省職員給与施行細則

(昭44庁訓43・平19庁訓1・改称)

平成15年10月29日防衛庁訓令第69号	平成25年3月14日防衛省訓令第10号
同16年3月29日同第20号	平成25年3月22日防衛省訓令第16号
同16年4月1日同第40号	平成25年5月16日防衛省訓令第37号
同16年10月28日同第77号	平成25年12月6日防衛省訓令第53号
同17年3月28日同第24号	平成26年3月24日防衛省訓令第10号
同17年4月1日同第56号	平成26年3月24日防衛省訓令第16号
同18年3月27日同第39号	平成26年3月31日防衛省訓令第22号
同18年3月31日同第63号	平成26年3月31日防衛省訓令第23号
同18年3月31日同第65号	平成26年4月18日防衛省訓令第24号
同18年7月28日同第83号	平成26年5月30日防衛省訓令第35号
同19年1月5日同第1号	平成26年7月31日防衛省訓令第61号
同19年3月28日防衛省訓令第10号	平成26年9月22日防衛省訓令第52号
同19年3月30日同第28号	平成27年3月30日防衛省訓令第12号
同19年8月30日同第145号	平成27年3月31日防衛省訓令第10号
同19年11月30日同第164号	平成27年4月10日防衛省訓令第20号
同20年1月15日同第1号	平成27年9月25日防衛省訓令第29号
同20年3月25日同第12号	平成27年10月1日防衛省訓令第39号
同20年3月31日同第27号	平成27年10月26日防衛省訓令第48号
同20年3月31日同第29号	平成27年11月27日防衛省訓令第51号
同20年3月31日同第31号	平成27年12月10日防衛省訓令第55号
同21年3月27日同第22号	平成28年1月26日防衛省訓令第1号
同21年5月15日同第34号	平成28年1月29日防衛省訓令第4号
同21年7月17日同第44号	平成28年3月28日防衛省訓令第16号
同21年12月25日同第66号	平成28年3月28日防衛省訓令第18号
同22年3月25日同第8号	平成28年3月31日防衛省訓令第34号
同22年4月1日同第15号	平成28年5月18日防衛省訓令第46号
同22年6月30日同第29号	平成28年12月28日防衛省訓令第72号
同22年8月10日同第33号	平成29年3月31日防衛省訓令第28号
同22年10月1日同第36号	平成29年7月28日防衛省訓令第47号
同22年11月30日同第43号	平成29年12月15日防衛省訓令第62号
同23年4月1日同第16号	平成30年2月19日防衛省訓令第3号
同23年6月29日同第25号	
同23年8月31日同第34号	
同24年3月23日同第10号	
同24年3月29日同第12号	
同24年4月6日同第15号	
同24年5月30日同第20号	
同25年1月30日同第7号	

目次

- 第1条 予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した場合における初任給の決定基準の特例
- 第1条の2 元自衛官を自衛官に採用した場合における初任給の決定基準の特例
- 第1条の3 3等陸曹等に昇任する場合の号俸決定の特例
- 第1条の4 防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給
- 第2条 無給の休暇
- 第3条 削除
- 第3条の2 削除
- 第3条の3 乗組員の範囲
- 第3条の4 乗組手当の月額
- 第3条の5 乗組員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の乗組手当の計算の基準額
- 第4条 食事を支給してはならない場合
- 第4条の2 食事を無料で支給する作業
- 第5条 引き続き24時間以上にわたる警衛勤務を行つて、食事を無料で支給することが必要であると認める理由
- 第6条 食事の有料支給
- 第6条の2 予備自衛官等に対する被服の無料貸与
- 第7条 貸与被服の返還
- 第8条 弁償額
- 第8条の2 払込金額
- 第9条 弁償金額又は払込金額の俸給その他の給与からの控除
- 第10条 予備自衛官手当等の支給日
- 第11条 予備自衛官手当等の支給機関
- 第12条 予備自衛官手当等の支払方法
- 第12条の2 即応予備自衛官の訓練招集手当の額
- 第13条 訓練招集手当等の支給機関
- 第14条 訓練招集手当等の支払方法等
- 第15条 削除
- 第16条 本府省業務調整手当
- 第17条 初任給調整手当
- 第17条の2 地域手当
- 第17条の3 単身赴任手当
- 第18条 爆発物取扱作業等手当を支給される作業等
- 第19条 航空作業手当の額等
- 第20条 削除
- 第21条 異常圧力内作業等手当の額等
- 第22条 削除
- 第23条 削除
- 第24条 駐留軍関係業務手当を支給される業務
- 第25条 南極手当の額
- 第25条の2 夜間看護等手当の額が加算される場合等
- 第26条 除雪手当を支給される作業の対象となる道路
- 第27条 小笠原手当の額
- 第27条の2 削除
- 第27条の3 削除
- 第27条の4 死体処理手当
- 第27条の5 災害派遣等手当
- 第27条の6 対空警戒対処等手当

第27条の7 夜間特殊業務手当
第27条の8 航空管制手当
第27条の9 国際緊急援助等手当の額
第27条の10 海上警備等手当
第27条の11 分べん取扱手当
第28条 特地勤務手当等
第29条 南極地域観測の場合の航海手当の日額
第30条 航海手当の日額の特例
附則

(昭31庁訓12・昭31庁訓29・昭31庁訓38・昭31庁訓42・昭31庁訓46・昭32庁訓48・昭32庁訓74・昭33庁訓27・昭35庁訓60・昭36庁訓17・昭36庁訓61・昭37庁訓7・昭37庁訓78・昭41庁訓36・昭43庁訓7・昭43庁訓26・昭45庁訓41・昭46庁訓13・昭46庁訓24・昭46庁訓44・昭48庁訓57・昭49庁訓31・昭52庁訓15・昭54庁訓27・昭55庁訓20・昭57庁訓5・昭57庁訓17・昭59庁訓28・昭60庁訓24・平2庁訓9・平2庁訓23・平2庁訓47・平3庁訓35・平4庁訓41・平5庁訓4・平6庁訓35・平7庁訓34・平8庁訓38・平9庁訓22・平10庁訓12・平12庁訓27・平12庁訓76・平14庁訓4・平14庁訓30・平15庁訓46・平16庁訓40・平17庁訓56・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平22省訓15・平23省訓16・平24省訓12・平27省訓20・一部改正)

(予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した場合における初任給の決定基準の特例)

第1条 予備自衛官又は即応予備自衛官から自衛官に任官した者の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、部内の他の自衛官との均衡を考慮して必要と認める場合は、予備自衛官又は即応予備自衛官の経験年数については、予備自衛官又は即応予備自衛官となつた以後の期間を別表第1に定めるところにより換算して得られる期間をその者の経験年数とし、当該経験年数を有する者のその任官時の号俸は、経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数（災害招集又は災害等招集（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第75条の4第1項第4号に規定する同法第83条第2項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合に限る。）により自衛官に任官した場合は、当該数に100分の80を乗じて得た数）に次の各号に定める号俸を加えて得た数の号俸とすることができる。

- (1) 自衛官を退職した者で自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第34条又は第35条の規定により指定されていた階級（以下この条において「退職時等の階級」という。）と同じ階級の自衛官に任官した者 退職時等の階級におけるその者が受けていた号俸（自衛隊法施行規則第35条の規定により階級を指定されていた者にあつては、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下「令」という。）第6条の6第1項から第3項までの規定を適用したと仮定した場合において決定されることとなる号俸をいう。次条において「退職時等の号俸」という。）
- (2) 前号に掲げる者以外の者 自衛官に任官した場合におけるその階級の最低の号俸

(昭37庁訓7・全改、平2庁訓38・平10庁訓12・平14庁訓4・平18庁訓63・平19庁訓1・一部改正、平27省訓20・全改)

(元自衛官を自衛官に採用した場合における初任給の決定基準の特例)

第1条の2 自衛官であつた者のうち現に予備自衛官又は即応予備自衛官でないもの（以下この条において「元自衛官」という。）を再び自衛官に採用した場合（幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成6年防衛庁訓令第10号）の適用を受ける場合を除く。）において、当該元自衛官が自衛官を離職する際に受けていた号俸がその採用時の階級における最低の号俸より上位の号俸であるときは、自衛官を離職する以前にその階級に属することとなつた時から自衛官を離職した時までの期間の月数を18月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（その者の採用時の階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上の階級であるときは、3）を乗じて得た数に1を加えて得た数の号俸をその採用時の号俸とすることができる。ただし、その者の採用時の階級の1階級上位の階級における最低の号俸を超える号俸による額とすることはできない。

2 次の各号に掲げる元自衛官を再び自衛官に採用した場合におけるその採用時の号俸が前項の規定により決定された場合において、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、前項の規定にかかわらず

、あらかじめ防衛大臣又はその指定する者の承認を得てその者が離職時に属していた階級におけるその者が受けていた号俸（その者がその採用時の前日以前において予備自衛官又は即応予備自衛官であつた場合にはその者の退職時等の号俸）を限度としてその者の号俸を決定することができる。

(1) 任用期間を満了して退職した元自衛官

(2) 特殊の技術、経験等を有する元自衛官（特別の学歴、免許、資格等を必要とする業務に従事する者で防衛大臣の指定するものに限る。）

(昭37庁訓7・追加、平6庁訓10・平10庁訓12・平14庁訓4・平18庁訓63・平19庁訓1・平27省訓20・一部改正)

(3等陸曹等に昇任する場合の号俸決定の特例)

第1条の3 自衛隊法施行規則第28条第1項ただし書又は第29条の2の規定に基づき陸士長、海士長又は空士長から3等陸曹、3等海曹又は3等空曹に昇任をした場合（昇任をした日の前日にその者が受けていた号俸が9号俸に達しない場合を除く。）は、令第6条の8の規定により号俸を決定することができる場合に該当するものとし、その場合における号俸は、その者が昇任をした日の前日に受けていた昇任前の号俸に応じて別表第1の2に定める昇任後の号俸とする。

(昭46庁訓44・追加、昭50庁訓6・一部改正、平18庁訓63・全改、平27省訓20・一部改正)

(防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給)

第1条の4 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）第10条に規定する防衛省専門職員採用試験により事務官等として採用された場合におけるその者の初任給については、人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第2初任給基準表イ行政職俸給表(一)初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「専門職（大卒二群）」の区分を適用する。

(平24省訓12・追加、平26省訓16号・平26省訓35・一部改正)

(無給の休暇)

第2条 令第7条第1号に規定する防衛大臣の定める場合は、隊員が自衛隊法施行規則第49条第1項第17号に掲げる場合若しくは同条第2項第2号に掲げる場合に該当して特別休暇を承認された場合、同規則第49条の2の規定により介護休暇を承認された場合又は同規則第49条の2の2の規定により介護時間を承認された場合とする。ただし、隊員が同規則第49条第1項第17号に掲げる場合に該当して特別休暇を承認された場合のうちその都度特に俸給を支給することについて防衛大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(昭32庁訓48・昭33庁訓77・昭35庁訓43・昭36庁訓61・昭37庁訓7・昭61庁訓1・平3庁訓2・平6庁訓45・平19庁訓1・平28省訓72・一部改正)

第3条 削除

(昭36庁訓61)

第3条の2 削除

(昭32庁訓74)

(乗組員の範囲)

第3条の3 令第11条の3第2項本文に規定する「居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする艦船（総トン数5トン未満のものを除く。）として防衛大臣の定めるもの」は、次の各号に掲げる船舶とする。

(1) 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（昭和35年海上自衛隊訓令第30号）。以下「船舶の区分及び名称等標準訓令」という。）別表第1において自衛艦として掲げられている船舶

(2) 船舶の区分及び名称等標準訓令別表第1において支援船として掲げられている船舶のうち分類が第2種であつて、かつ、海上自衛官の居住する船舶の指定等に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓令第19号）第2条に該当する船舶から、港外行動を本務としないものとして防衛大臣が指定した船舶を除いたもの

2 自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、潜水隊群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部又は地方総監部に所属する海上自衛官については、前項に規定する船舶に乗り組んだ場合においても、令第11条の3第2項ただし書の規定に基づき、乗組員としないものとする。ただし、自衛隊法第6章に規定する行動その他の特別の事由により、乗り組んだ場合には、この限りでない。

(昭31庁訓38・全改、昭33庁訓18・昭35庁訓43・昭37庁訓18・昭38庁訓1・昭40庁訓43・昭41庁訓29・昭46庁訓24・平3庁訓35・平11庁訓1・平19庁訓1・平20省訓27・平27省訓20・一部改正)

(乗組手当の月額)

第3条の4 令第12条第2項に規定する「防衛大臣の定める乗組員」は、第3項及び第4項に規定する乗組手当を支給される乗組員以外の乗組員とする。

2 令第12条第2項に規定する「防衛大臣の定める艦船」は、はしだてとする。

3 令第12条第2項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 海将補 (二) 100分の84.5

(2) 1等海佐 (一) 100分の84.9

(3) 1等海佐 (二) 100分の85.9

(4) 1等海佐 (三) 100分の86.4

(5) 2等海佐 100分の91.6

(6) 3等海佐 100分の94.2

4 船舶の区分及び名称等標準訓令別表第1において自衛艦として掲げられている船舶のうち種別が輸送艇である船舶の乗組員の乗組手当の月額は、その者の属している階級(令第6条の3第3項に規定する階級をいう。次項において同じ。)における最低の号俸による俸給月額(前項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額)に100分の26.4を乗じて得た額とする。

5 前条第1項第2号に掲げる船舶の乗組員の乗組手当の月額は、その者の属している階級における最低の号俸による俸給月額(第3項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額)に100分の16.5を乗じて得た額とする。

(昭36庁訓17・全改、昭37庁訓18・昭41庁訓29・昭46庁訓24・昭60庁訓42・平4庁訓41・平11庁訓1・平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓83・平19庁訓1・平20省訓27・平23省訓16・一部改正)

(乗組員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の乗組手当の計算の基準額)

第3条の5 令第11条の3第6項第1号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「法」という。)別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸による俸給月額とする。

2 令第12条第8項の防衛大臣の定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる2号俸(法第6条第2項の規定の適用を受ける自衛官にあつては、4号俸)による俸給月額とする。

(昭41庁訓36・追加、昭42庁訓41・昭46庁訓13・昭48庁訓55・昭54庁訓27・昭60庁訓42・平2庁訓38・平3庁訓35・平13庁訓30・平16庁訓20・平16庁訓77・平18庁訓63・平18庁訓65・平18庁訓83・平19庁訓1・平20省訓27・平26省訓35・一部改正)

(食事を支給してはならない場合)

第4条 令第14条第1項ただし書に規定する休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にはない場合は、同項第1号又は第2号に掲げる者(以下「営内居住隊員」という。)については次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合とする。

(1) 自衛隊法施行規則第47条から第49条(第1項第17号及び第2項第2号を除く。)までの規定による休暇を承認され(同規則第49条第1項第6号又は第7号の休暇にあつては、申し出た場合又は届け出た場合とする。)、同規則第51条又は第52条の規定により営内居住隊員が居住すべき営舎若しくは艦船又はこれらに準ずる場所(以下「営舎等」という。)にいない場合

(2) 自衛隊法施行規則第49条第1項第17号及び第2項第2号の規定による特別休暇を承認された場合、同規則第49条の2の規定により介護休暇を承認された場合並びに同規則第49条の2の2の規定により介護時間を承認された場合(営舎等にいる場合を除く。)。ただし、同規則第49条第1項第17号の規

定による特別休暇を承認された場合であつても、食事を無料で支給することについてあらかじめ防衛大臣の承認を得た場合は、この限りでない。

- (3) 療養のため病院又は診療所に入院し、食事療養を受けている場合（営舎等にいる場合を含む。）
 - (4) 上官の許可を得ないで営舎等にいない場合
 - (5) 刑事事件に関して身体を拘束されている場合（営舎等にいる場合を含む。）
 - (6) 外出又は上陸を許可された場合（営舎等において食事をするについて事前に申出た場合を除く。）
- 2 俸給支給機関の長（俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第2条に規定する俸給支給機関の長及び同訓令第12条の規定により食事の支給に関し俸給支給機関の長の権限を委任されている者をいう。以下同じ。）は、営内居住隊員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当した場合には、その者に対しては食事を支給してはならない。
- 3 自衛官候補生、訓練招集又は教育訓練招集（以下「訓練招集等」という。）に応じている予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（法第4条第1項の学生をいう。以下「学生」という。）並びに生徒（同項の生徒をいう。以下同じ。）に対して食事を支給してはならない場合については、前項の規定の例による。ただし、第1項第1号の休暇を与えられた者又は同項第6号の外出を許可された者が事前に食事の支給を受けたい旨を申し出た場合に限り、それぞれ休暇中の旅行目的地若しくはこれに準ずる居所に到着するまでの間又は外出の間の食事を支給することができる。

（昭32庁訓6・昭36庁訓61・昭46庁訓13・昭49庁訓31・昭51庁訓2・昭61庁訓1・平3庁訓2・平6庁訓45・平6庁訓47・平10庁訓12・平14庁訓4・平18庁訓83・平19庁訓1・平21省訓66・平22省訓29・平28省訓72・一部改正）

（食事を無料で支給する作業）

第4条の2 令第14条第2項第4号の3中「防衛大臣の定める作業」は、深海潜水訓練装置内における飽和潜水法を用いて行う作業とする。

（昭60庁訓24・追加・平19庁訓1・一部改正）

（引き続き24時間以上にわたる警衛勤務を行つて、食事を無料で支給することが必要であると認める理由）

第5条 令第14条第2項第5号の2に基づく食事を支給することが必要であると認める理由は、陸上自衛隊の駐屯地（分屯地及びこれに準ずる施設を含む。）の警戒及び営門出入者の監視等の業務に従事する場合とする。

（昭55庁訓20・全改、昭57庁訓19・一部改正）

（食事の有料支給）

第6条 令第15条第1項の規定により食事を支給することができる場合は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当している場合とする。

- (1) 自衛隊法施行規則第55条の規定により営舎内に居住することを命ぜられている幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官 営舎内に居住しているとき
- (2) 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前号に規定する者を除く。）、自衛隊法施行規則第51条ただし書の規定により営舎外に居住している陸曹長以下の陸上自衛官（以下「陸曹長等」という。）及び空曹長以下の航空自衛官（以下「空曹長等」という。）並びに自衛隊法施行規則第52条第2項ただし書の規定により営舎外に居住している海曹長以下の海上自衛官（以下「海曹長等」という。）
その職務を遂行するに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長がそのつど認めたとき
- (3) 隔遠の地に所在する部隊等又は交通の著しく不便若しくは困難な部隊等に勤務する事務官等及び特殊な勤務に従事する事務官等のうち、防衛大臣の指定するもの その職務を遂行するに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長がそのつど認めたとき
- (4) 防衛医科大学校医学教育部看護学科において防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号に規定する教育訓練を受けている者 その教育訓練を受けるに当たり食事を支給することが必要であると俸給支給機関の長が認めたとき

2 令第15条第2項に規定する防衛大臣の定める金額は、1食につき朝食にあつては237円、昼食にあつては386円、夕食にあつては360円とする。

(昭33庁訓76・昭34庁訓20・昭36庁訓61・昭37庁訓7・昭45庁訓28・昭50庁訓42・昭55庁訓40・平19庁訓1・平26省訓22・平26省訓23・平27省訓20・平28省訓34・平29省訓28・一部改正)

(予備自衛官等に対する被服の無料貸与)

第6条の2 令第17条第1項の規定に基づき、訓練招集等に応じている予備自衛官等に対して、無料で貸与することができる被服は、予備自衛官にあつては別表第2に、即応予備自衛官にあつては別表第2の2に、予備自衛官補にあつては別表第2の3に掲げる品目及び数量とする。

(昭30庁訓62・追加、昭45庁訓41・平10庁訓12・平14庁訓4・平18庁訓63・一部改正)

(貸与被服の返還)

第7条 令第17条第4項の規定に基く貸与被服の返還については、同令同条第1項の職員が同令同条第4項に規定する場合に該当し、かつ、その者が営舎等の内にいないこととなつた際に、その者に対して貸与している被服の全部を返還させることとする。

2 前項の規定により被服を返還すべき者が自宅に帰住し、又は病院等に收容されるに当たつて着用を必要とする被服については、前項の規定にかかわらず、俸給支給機関の長が最小限度必要と認めたものに限り、返還することを要しないものとする。

3 前項の規定により返還することを要しないこととされた必要最小限度の被服についても、その者の帰住等の後において着用することが特に必要であると俸給支給機関の長が認めたものを除き、当該帰住等が終了した際にすべて返還させることとする。

4 前項の規定により帰住等の後において着用することが特に必要であると俸給支給機関の長が認めた被服についても、その特に着用することが必要である理由が消滅した場合には、その際返還させることとする。

(昭34庁訓44・一部改正)

(弁償額)

第8条 令第17条の2第1項に規定する場合において弁償すべき額については、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 改造古品及び再生古品以外の被服を亡失した場合 亡失した被服を使用した期間に応じ次に定める割合を当該被服と同一品目及び品質の新品の時価(時価が明確でない場合には、購入価格)に乗じて得た金額(以下この条において「見込額」という。)以上において俸給支給機関の長が定める金額

I 使用した期間が別表第2の4において品目ごとに定める期間(以下この条において「基準期間」という。)の2分の1以内のとき 100分の70

II 使用した期間が基準期間の2分の1を経過したとき(IIIに掲げる場合を除く。) 100分の50

III 使用した期間が基準期間を経過したとき 100分の30

(2) 改造古品又は再生古品である被服を亡失した場合 見込額の100分の30以上において俸給支給機関の長が定める金額

(3) き損した場合 俸給支給機関の長が当該き損の程度を考慮し、前2号に掲げる基準に準じて定める金額
(昭30庁訓62・昭31庁訓29・昭37庁訓7・平18庁訓63・一部改正)

(払込金額)

第8条の2 令第17条の2第3項の規定により被服の代価として払い込むべき金額(以下「払込金額」という。)は、その代価を払い込むべき者に対して同令第17条第1項から第3項までの規定により被服を支給した日からその代価を払い込むべき理由が生じた日までの期間(以下「使用期間」という。)がそれらの被服について同令別表第10において品目ごとに定める期間(以下この条において「基準期間」という。)の2分の1以内である場合にあつては、当該被服と同一の品目、品質及び数量による新品の時価(時価が明確でない場合にあつては、購入価格をいう。以下この条において「見込額」という。)の100分の70に相当する金額以上において俸給支給機関の長が定める金額とし、使用期間が基準期間の2分の1を経過している場合にあつては、見込額の100分の50に相当する金額以上において俸給支給機関の長が定める金額とする。

(昭31庁訓29・追加、昭37庁訓7・平18庁訓63・平19省訓28・一部改正)

(弁償金額又は払込金額の俸給その他の給与からの控除)

第9条 令第17条の2第2項の規定により俸給支給機関が弁償金額を弁償すべき者の受けるべき俸給その他の給与から控除するに当つては、次に掲げるところによる。

- (1) 令第17条の2第1項前段に規定する場合に該当して弁償すべき事由が生じた者については、未払の俸給その他の給与から弁償すべき金額の全額を一時に控除する。ただし、その者が引き続いて防衛省の他の職員となつた場合に限り、次号に規定する方法に準じて控除することができる。
 - (2) 令第17条の2第1項後段に規定する場合に該当して弁償すべき理由が生じた者については、弁償すべき理由が生じたことが確定した日の属する月の翌月から起算して6月以内の期間に係るその弁償すべき者の受けるべき俸給その他の給与から弁償金額を分割して控除しなければならない。ただし、特に弁償金額が多額である場合には、更に6月以内の期間を限り、その弁償すべき期間を延長することができる。
 - (3) 前号の規定により弁償すべき者が弁償すべき期間内において退職（これに相当する場合を含む。）し、又は死亡した場合には、未控除の弁償金額をその際その者に支給すべき俸給その他の給与から一時に控除するものとする。
- 2 令第17条の2第4項において準用する同令同条第2項の規定により俸給支給機関が払込金額を払い込むべき者の受けるべき俸給その他の給与から控除するに当つては、未払の俸給その他の給与から払込金額の全額を一時に控除する。

(昭31庁訓29・昭34庁訓44・平19庁訓1・一部改正)

(予備自衛官手当等の支給日)

第10条 令第17条の1第1項（令第17条の13において準用する場合を含む。）に規定する「防衛大臣の定める日」は、5日とする。ただし、5日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、5日の直後のこれらの日以外の日とする。

(平元庁訓2・全改、平10庁訓12・平19庁訓1・平20省訓29・一部改正)

(予備自衛官手当等の支給機関)

第11条 予備自衛官手当の支給機関は、予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部とし、即応予備自衛官手当の支給機関は、指定部隊（自衛隊法第75条の3の規定により当該即応予備自衛官に対し指定された陸上自衛隊の部隊をいう。第12条において同じ。）とする。ただし、令第17条の1第2項（令第17条の13において準用する場合を含む。）の規定により訓練招集手当と併せて予備自衛官手当又は即応予備自衛官手当（以下「予備自衛官手当等」という。）を支給する場合における予備自衛官手当等の支給機関は、訓練招集部隊等（予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）第2条第4号及び即応予備自衛官の招集手続に関する訓令（平成10年陸上自衛隊訓令第13号）第2条第6号に規定する訓練招集部隊等をいう。以下この条及び第13条において同じ。）とし、即応予備自衛官の訓練招集において、即応予備自衛官が訓練招集部隊等の所在地から遠隔の地に出頭し、かつ、その地において解散する等特別の事情がある場合にあつては、当該訓練招集部隊等から依頼を受けた部隊又は機関とする。

(昭32庁訓6・昭33庁訓18・昭46庁訓24・平10庁訓12・平18庁訓83・平20省訓27・一部改正)

(予備自衛官手当等の支払方法)

第12条 予備自衛官手当等は、予備自衛官若しくは即応予備自衛官の預金若しくは貯金の口座への振込み又は出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第52条に規定する隔地払により支給する。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、現金で、直接その者に支給することができる。

- (1) 予備自衛官又は即応予備自衛官の現住所の属する市町村（東京都及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては、区をいう。以下同じ。）とその市町村を担当区域とする地方協力本部又は指定部隊の所在地である市町村とが同一である場合
- (2) 予備自衛官又は即応予備自衛官の現住所の属する市町村とその市町村を担当区域とする地方協力本部又は指定部隊の資金前渡官吏の取引銀行の所在地である市町村とが同一である場合
- (3) 予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じている場合

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合であつて、予備自衛官又は即応予備自衛官が直接現金で支払われることを希望した場合

(昭32庁訓6・昭35庁訓60・昭36庁訓48・平10庁訓12・平11庁訓14・平14庁訓4・平15庁訓48・平18庁訓83・一部改正)

(即応予備自衛官の訓練招集手当の額)

第12条の2 令第17条の14第1項の「防衛大臣の定める額」は、自衛隊法施行規則第34条又は第35条の規定により指定されている階級に応じ、次表に定める額とする。

指定されている階級	日 額
2等陸尉	14,200円
3等陸尉	13,700円
准陸尉、陸曹長及び1等陸曹	13,200円
2等陸曹	12,600円
3等陸曹	11,300円
陸士長及び1等陸士	10,400円

(平10庁訓12・追加・平19庁訓1・一部改正)

(訓練招集手当等の支給機関)

第13条 訓練招集手当又は教育訓練招集手当(以下「訓練招集手当等」という。)の支給機関は、訓練招集部隊等又は教育訓練招集部隊等(予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する訓令(平成28年防衛省訓令第45号)第2条第2号に規定する教育訓練招集部隊等をいう。)とする。ただし、即応予備自衛官の訓練招集において、訓練招集部隊等の所在地から遠隔の地に出頭し、かつ、その地において解散する等特別の事情がある場合にあつては、当該訓練招集部隊等から依頼を受けた部隊又は機関とする。

(昭46庁訓24・平10庁訓12・平14庁訓4・平28省訓46・一部改正)

(訓練招集手当の支払方法等)

第14条 訓練招集手当等は、直接予備自衛官等に支給する。

2 令第17条の14第2項ただし書(令第17条の15第2項において準用する場合を含む。)の「防衛大臣の定める日」は、予備自衛官等が応じた訓練招集等に係る期間の末日(訓練招集等に応じた日が1日であるときは、その日)の翌日(その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に当たる場合には、その日後の直近の銀行の営業日をいう。)から起算して銀行の4営業日後の日とする。

(平10庁訓12・平11庁訓14・平14庁訓4・平19庁訓1・一部改正)

第15条 削除

(昭34庁訓54)

(本府省業務調整手当)

第16条 令第8条の4第2項の「内部組織のうち防衛大臣が定めるもの」は、情報本部の各通信所とする。

(平22省訓31・全改)

(初任給調整手当)

第17条 令第8条の5第1項第1号及び第2号の防衛大臣の定める官職は、別表第3に掲げる部隊及び機関における医師又は歯科医師である自衛官の官職とする。

2 令第8条の5第2項の「防衛大臣の定める官職」は、別表第3の2に掲げる組織に置かれる官職で医師又は歯科医師の免許を有する者をもって補充することを必要とするものとする。

(昭41庁訓36・全改、昭44庁訓43・昭49庁訓31・昭50庁訓6・昭53庁訓38・平19庁訓1・平22省訓31・一部改正)

(地域手当)

第17条の2 令第9条の2第2項の防衛大臣が定める官署及びその級地の区分は、別表第4に定めるとおりとする。

(昭45庁訓41・追加、平4庁訓62・平5庁訓10・平8庁訓14・平10庁訓12・平12庁訓4・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・一部改正)

(単身赴任手当)

第17条の3 令第9条の6第2項ただし書の防衛大臣の定める官署は、次に掲げる官署とし、当該官署に在勤する職員に係る交通距離の算定は、第1号から第5号までに掲げる官署にあつては交通距離から自衛隊の使用する航空機の利用に係る距離を減ずるものとし、第6号から第8号までに掲げる官署にあつては防衛大臣が別に定める算定方法により行うものとする。

- (1) 海上自衛隊硫黄島航空基地隊
- (2) 海上自衛隊硫黄島警務分遣隊
- (3) 海上自衛隊硫黄島航空分遣隊
- (4) 海上自衛隊南鳥島航空派遣隊
- (5) 航空自衛隊硫黄島分屯基地に所在する部隊等
- (6) 航空自衛隊久米島分屯基地に所在する部隊等
- (7) 航空自衛隊電波情報収集群第3収集班
- (8) 情報本部喜界島通信所

2 令第9条の6第3項の防衛大臣の定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第9条の6第1項のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第9条の6第1項の基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第9条の6第1項のやむを得ない事情に準じて防衛大臣の定める事情（以下「防衛大臣の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子と別居することとなつた職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第9条の6第1項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転した後、防衛大臣の定める特別の事情により、当該異動又は官署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなつた職員（当該別居が当該異動又は官署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する官署に通勤することが令第9条の6第1項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、令第9条の6第1項のやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、防衛大臣の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居す

ることとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが令第9条の6第1項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (5) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転した後、防衛大臣の定める特別の事情により、当該異動又は官署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員（当該別居が当該異動又は官署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する官署に通勤することが令第9条の6第1項の基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する官署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと防衛大臣が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 前各号の規定中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い」とあるのを「検察官であつた者又は行政執行法人職員等（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。第25条の2及び第28条第4項において「一般職給与法」という。）第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等をいう。）であつた者から引き続き採用され、これに伴い」と、「異動又は官署の移転」とあるのを「採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により採用された者に限る。）
- (7) その他単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして防衛大臣の定める職員

（平2庁訓9・追加、平4庁訓41・平19庁訓1・平19省訓28・平23省訓16・平25省訓10・平27省訓10・平30省訓3・一部改正）

（爆発物取扱作業等手当を支給される作業等）

第18条 令別表第5爆発物取扱作業等手当の項中「爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。

- (1) 不発弾、機雷その他の火薬類（以下「不発弾等」という。）の信管の除去作業又は不発弾等が発火し、発煙し、若しくは有毒ガスを発生している等極めて危険な状態にある場合における当該不発弾等の運搬、焼却若しくは爆破作業
- (2) 不発弾等の発掘（不発弾等の位置確認後の手堀りに限る。）又は不発弾等の安全装置が開放される等若しくは危険な状態にある場合における当該不発弾等の運搬、焼却又は爆破作業（前号に掲げる作業を除く。）
- (3) 不発弾等の搜索、発掘（不発弾等の位置確認後の手堀りを除く。）又は掃海作業
- (4) 弾薬その他の火工品のうち取扱上嚴重な注意を要するものの修理及び整備作業
- (5) 試製火薬類の試験
- (6) 不発弾等の運搬、焼却又は爆破作業（第1号及び第2号に掲げる作業を除く。）
- (7) 弾薬その他の火工品の修理及び整備作業（第4号に掲げる作業を除く。）
- (8) 高圧ガスの製造及び充てん並びに高圧ガス実験装置の運転（行政職俸給表の適用を受ける職員が行うものに限る。）
- (9) 火薬類の製造工程における火薬類の検査

2 令別表第5爆発物取扱作業等手当の項中「特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。

- (1) 陸上自衛隊化学学校における特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造する作業のうち毒性を有する物質（特殊危険物質の毒性の基本となる化学構造式を含む物質をいう。）が合成された時以後特殊危険物質が合成されるまでのもの
- (2) 陸上自衛隊化学学校における特殊危険物質の精製、封入及び除染の作業並びに特殊危険物質を用いて行

う防護器材等の試験の作業

- (3) 前号に掲げるもののほか、特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対し直接行う検知、封入若しくは除染の作業、特殊危険物質等に接近して行う撮影の作業又は特殊危険物質等が密封されていない状態で行う運搬の作業
 - (4) 特殊危険物質により汚染されている区域内において行う作業（前2号に掲げる作業を除く。）
 - (5) 前号の区域に隣接する区域又は特殊危険物質である疑いがある物質のある場所及びその周辺の区域であつて、特殊危険物質により人の生命又は身体の被害が生じる危険があると認められる区域内において行う作業（第3号に掲げる作業を除く。）
- 3 令別表第5爆発物取扱作業等手当の項中「放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる作業とする。
- (1) 放射性物質により著しく汚染された者又は物件の除染に係る作業
 - (2) 放射性物質により著しく汚染された者に対する応急手当その他の応急措置に係る作業
 - (3) 放射性物質により汚染された者又は物件の除染に係る作業であつて第1号に該当しないもの
 - (4) 放射性物質により汚染された者に対する応急手当その他の応急措置に係る作業であつて第2号に該当しないもの
- 4 令別表第5爆発物取扱作業等手当の項中「エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業で防衛大臣の定めるもの」は、月の初日から末日までの間に、外部放射線を被ばくし、その実効線量が医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の18第2項に定める測定（同項第1号ただし書によるものを除く。）により100マイクロシーベルト以上であつたことが認められた場合において、その期間中に従事した作業とする。
- 5 令別表第5爆発物取扱作業等手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる作業の区分に従い当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる作業 10,400円
 - (2) 第1項第2号に掲げる作業 5,200円
 - (3) 第1項第3号から第5号までに掲げる作業 750円
 - (4) 第1項第6号及び第7号に掲げる作業 560円
 - (5) 第1項第8号に掲げる作業 300円
 - (6) 第1項第9号及び第2項第5号に掲げる作業 250円
 - (7) 第2項第1号に掲げる作業 460円
 - (8) 第2項第2号並びに第3項第3号及び第4号に掲げる作業 920円
 - (9) 第2項第3号及び第4号並びに第3項第1号及び第2号に掲げる作業 2,600円
- 6 第1項第3号から第7号までに掲げる作業が日没時から日出時までの間において行われた場合における爆発物取扱作業等手当の額は、前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定による額にその100分の50に相当する額を加算して得た額とする。
- 7 令別表第5備考2中「防衛大臣の定める作業」は、第1項第3号から第9号まで並びに第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる作業とする。
- （昭37庁訓78・追加、昭42庁訓4・昭46庁訓24・昭48庁訓54・昭49庁訓31・昭50庁訓40・昭51庁訓21・昭52庁訓15・昭56庁訓28・昭60庁訓24・平7庁訓34・平8庁訓38・平11庁訓14・平17庁訓56・平19庁訓1・平19省訓28・平22省訓15・平25省訓37・一部改正）

（航空作業手当の額等）

- 第19条** 令別表第5航空作業手当の項中航空手当の支給を受ける者を除く職員に係る「防衛大臣の定める作業」は、次に掲げるものとする。
- (1) 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。）に基づき航空従事者技能証明（G操縦士の技能証明を除く。）を有する者が行う当該技能証明に係る航空業務
 - (2) 技能証明訓令第2条に掲げる航空業務に関する技能の修得（滑空機の操縦に関するもの及び落下傘隊員手当の支給を受ける航空自衛官が行う航空業務に関するものを除く。）
 - (3) 次に掲げる業務のいずれかを任務として行う作業（イからチまでに掲げる業務を任務として行う自衛官については、随時当該作業を行うべきことを命ぜられている者に限る。）

- イ 機体、発動機、航空機用機器、装備品、落下傘、航空用被服その他の需品、航空用糧食若しくは航空燃料又は航空医学の試験、研究又は検査
- ロ 機雷の搜索又は処分
- ハ 水象、地象又は気象の観測又は調査
- ニ 物件の投下
- ホ 電子情報資料の収集及び処理並びに収集指導
- ヘ 対戦闘機戦闘に関する調査、研究及び指導
- ト 自衛隊法第100条の5第1項の規定に基づく輸送の際に行う運航中の航空機（同条第2項の規定により保有する固定翼機に限る。）の状態の識別判定又は当該航空機の機器の維持管理
- チ 航空自衛隊の航空機動衛生隊における医療業務又はこれに付随する業務
- リ 遭難者の搜索又は救出（落下傘隊員手当の支給を受ける航空自衛官の行ったものを除く。）
- ヌ 航空事故原因の調査
- ル 警務官又は警務官補が行う航空機内における秩序維持（在外邦人等輸送業務（自衛隊法第84条の4の規定により、海外の地域において行う邦人等の輸送に関する業務をいう。第27条の9第2項及び第3項において同じ。）及び在外邦人等警護業務（同法第84条の3の規定により、海外の地域において行う邦人等の保護措置（生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人等の警護業務又は警護に伴う輸送業務に限る。）に関する業務をいう。第27条の9第4項において同じ。）に該当するものを除く。）
- ヲ 夜間における回転翼航空機からのリペリングによる降下又はホイスト装置による降下若しくは吊り上げ作業

2 前項の作業に係る航空作業手当の額は、搭乗1日につき搭乗者の階級又は職務の級の区分及び作業の区分に従い次表に定める額とする。

階級又は職務の級	職務の種類	技能証明訓令の規定による操縦士の資格を有する職員	技能証明訓令の規定による航空士の資格を有する職員	技能証明訓令の規定による整備士の資格を有する職員	その他の職員
2等陸佐、2等海佐及び2等空佐以上の階級 行政職俸給表(一)4級以上及び研究職俸給表3級以上の級	5, 100円	2, 400円	2, 200円	1, 900円	
3等陸尉、3等海尉及び3等空尉以上3等陸佐、3等海佐及び3等空佐以下の階級 行政職俸給表(一)2級及び3級並びに研究職俸給表2級	3, 600円				
准陸尉、准海尉及び准空尉	3, 000円	2, 200円	1, 900円	1, 500円	
陸曹長、海曹長及び空曹長以下の階級 行政職俸給表(一)1級及び研究職俸給表1級	2, 400円	1, 900円	1, 500円	1, 200円	

3 第1項の作業に係る航空作業手当の支給を受けるべき者が同項に掲げる作業を第6項に掲げる飛行に際して行った場合における航空作業手当の額は、前項の規定による額に第9項から第13項までの規定による日額と等しい額を加えて得た額とする。

4 1月に支給する第1項の作業に係る航空作業手当の額は、前項に規定する場合における加算分を除き、第2項に定める額に20を乗じて得た額を超えてはならない。

- 5 1月に支給する第3項に規定する場合における加算分の総額の限度額については、第15項の規定の例による。
- 6 令別表第5航空作業手当の項中「防衛大臣の定める特に危険な飛行」は、次に掲げる飛行とする。ただし、第11号、第12号及び第15号に掲げる飛行にあつては、第27条の10第1項第6号に規定する業務として行うものを除くものとする。
- (1) 試作航空機により技術試験又は実用試験のために行う飛行
 - (2) 機体、発動機、航空機用機器若しくは装備品の改造若しくは調整を行つた航空機又は試作した発動機、航空機用機器、装備品若しくは落下傘を装備した航空機によりその航行の安全を確認する高度な技術が必要とする試験のために行う飛行（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 救難飛行艇による洋上離着水（昼間にあつては、気象庁風浪階級4以上の階級の海面の状態におけるものに限る。）を伴う飛行
 - (4) 固定翼哨戒機（ジェット機を除く。）により海上において哨戒のために行う100キロメートル以上にわたる飛行（当該飛行中に別に防衛大臣の定める空域において30分以上行うものであつて、当該空域において別に防衛大臣の定めるものを行う場合に限る。）
 - (5) ジェット機による飛行（乗員の範囲等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第6号）第3条に規定するジェット機の乗員が行うものを除く。）
 - (6) 回転翼航空機により標高1,000メートル以上の山岳地において遭難者等の捜索又は救出等のために行う飛行（100メートル以下の高度を30分以上維持して行うものに限る。）
 - (7) 回転翼航空機による場外離着陸（航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第14条第1項に規定する「場外離着陸」をいい、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設その他航空機の離着陸を援助するための施設が設置された場所で行うものを除く。）を伴う飛行（自衛隊法第83条又は第83条の3の規定による派遣を命ぜられた場合であつて、夜間に行うものに限る。）
 - (8) 回転翼航空機により船舶を発着の場として行う飛行
 - (9) 回転翼航空機による乗員の降下を伴う飛行（遭難者等の捜索又は救出のために行うもの以外の場合にあつては、夜間に行うものに限る。）
 - (10) 回転翼航空機により遭難者等の捜索又は救出のために行う飛行（立木、建造物その他の障害物に著しく接近した状態の飛行を伴うものに限る。）
 - (11) 航空機（ジェット機を除く。）により海上において捜索、哨戒又は電波情報の収集のために行う100キロメートル以上にわたる飛行（第4号に掲げるものを除く。）
 - (12) 回転翼航空機により海上において捜索、哨戒等のために行う飛行（100メートル以下の高度を30分以上維持して行うものに限る。）
 - (13) 試作航空機以外の新造の航空機その他これに準ずる航空機によりその航行の安全を確認する試験又は検査のために行う飛行（第2号に掲げるものを除く。）
 - (14) 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）別表第6に規定する初級操縦（T-7）課程、基本操縦（T-4）前期課程及び基本操縦（T-4）後期課程において行う飛行
 - (15) 計器飛行状態下の航空機（ジェット機を除く。）による飛行（離着陸を伴うもの又は30分以上行うものに限る。）
- 7 令別表第5航空作業手当の項中乗員に係る防衛大臣の定める作業は、第1項第1号及び第2号に掲げる作業とする。ただし、前項第9号に掲げる飛行に伴うものにあつては回転翼航空機から降下して行うものに限る、同項第14号に掲げる飛行に伴うものにあつては令第11条の3第1項第2号に掲げる乗員に対して指導するためのものに限るものとする。
- 8 令別表第5航空作業手当の項中落下傘隊員に係る防衛大臣の定める作業は、第6項第1号に掲げる飛行に伴い行われる落下傘降下作業とする。
- 9 第6項各号に掲げる飛行を行う航空機に搭乗して前2項の作業に従事する乗員又は落下傘隊員に支給する航空作業手当の額は、次の各号に掲げる飛行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第6項第1号に掲げる飛行 3,400円
 - (2) 第6項第2号に掲げる飛行 2,000円
 - (3) 第6項第3号に掲げる飛行 乗員が救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行うための飛行にあつては1,320円、当該飛行以外の飛行にあつては870円

- (4) 第6項第4号に掲げる飛行 1, 300円
 - (5) 第6項第5号に掲げる飛行 1, 100円
 - (6) 第6項第6号及び第7号に掲げる飛行 930円
 - (7) 第6項第8号から第10号までに掲げる飛行 870円
 - (8) 第6項第11号から第15号までに掲げる飛行 620円
- 10 次の各号に掲げる飛行が夜間に行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 第6項第4号に掲げる飛行 1, 800円
 - (2) 第6項第3号に掲げる飛行 乗員が救難飛行艇から離れて遭難者等の救出を行うための飛行にあつては1, 750円、当該飛行以外の飛行にあつては1, 300円
 - (3) 第6項第6号及び第8号から第10号までに掲げる飛行（同項第9号に掲げる飛行にあつては、陸上自衛官又は航空自衛官である乗員が行う遭難者等の捜索又は救出のための飛行に限る。） 1, 300円
 - (4) 第6項第12号に掲げる飛行 930円
- 11 第6項第6号に掲げる飛行が視程1, 500メートル未満で行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第9項及び前項の規定にかかわらず、1, 300円とする。
- 12 第6項第11号に掲げる飛行が別に防衛大臣の定める空域で30分以上行われる場合において、当該飛行を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第9項の規定にかかわらず、930円とする。
- 13 同一の日において、第6項各号に掲げる飛行のうちいずれか2以上の飛行（同項第9号に掲げるものを除く。）を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する乗員に支給する航空作業手当の額は、第9項から前項までの規定により当該乗員に支給する額のうち最も高い額とする。
- 14 第6項第9号に掲げる飛行を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する乗員が、同一の日において、第6項各号に掲げる飛行（同項第9号に掲げるものを除く。）を行う航空機に搭乗して第7項の作業に従事する場合の当該乗員に支給する航空作業手当の額は、それぞれの作業について第9項から前項までの規定により支給する額を合計した額とする。
- 15 1月に支給する第6項の作業に係る航空作業手当の額は、51, 200円を超えてはならないものとし、その額の算定に当たっては、職員が同項各号に掲げる飛行に従事した日数が1月において20日を超える場合には20日を上限とし、かつ、職員が1月において同項第1号に掲げる飛行に従事した日数が12日を超える場合には、当該飛行に従事した日数については12日を上限とするものとする。
- (昭31庁訓8・追加、昭31庁訓29・昭31庁訓38・昭33庁訓18・昭33庁訓27・昭33庁訓27・昭33庁訓95・昭34庁訓44・昭36庁訓61・昭37庁訓7・昭37庁訓11・一部改正、昭37庁訓78・旧第17条の2繰下、昭40庁訓9・昭42庁訓4・昭45庁訓28・昭45庁訓41・昭46庁訓13・昭49庁訓31・昭50庁訓40・昭52庁訓15・昭54庁訓27・昭55庁訓40・昭60庁訓42・昭61庁訓26・平元庁訓47・平3庁訓35・平8庁訓38・平12庁訓27・平17庁訓56・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平21省訓34・平23省訓16・平25省訓7・平25省訓37・平27省訓20・平27省訓48・平28省訓18・平29省訓28・一部改正)

第20条 削除

(平17庁訓56、平19省訓28・一部改正)

(異常圧力内作業等手当の額等)

第21条 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める航空生理訓練又は飛行適応検査」は、次に掲げるものとする。

- (1) 高度が4, 572メートル以上9, 144メートルまでの航空生理訓練（以下この条において「訓練」という。）又は飛行適応検査（以下この条において「検査」という。）
 - (2) 高度が9, 144メートルを超え、10, 668メートルまでの訓練又は検査
 - (3) 高度が10, 668メートルを超え、13, 106メートルまでの訓練又は検査
 - (4) 28キロパスカル以上の気圧差で、急減圧直後の高度が12, 192メートル以下の訓練又は検査
- 2 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中低圧室内における前項の作業に係る「防衛大臣の定める額」は、作業1回につき次の各号に掲げる作業の区分に従い当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる訓練又は検査を実施する作業 900円
- (2) 前項第2号に掲げる訓練又は検査を実施する作業 1,400円
- (3) 前項第3号及び第4号に掲げる訓練又は検査を実施する作業 2,400円
- 3 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める作業」は、次の各号に掲げる作業とする。
 - (1) 高気圧障害、減圧症その他の疾病及びこれらの後遺症の治療
 - (2) 救急措置訓練、耐圧検査、酸素耐性検査等の業務に従事する潜水員、潜水艦乗組員、医師、衛生員等の作業
 - (3) 水上減圧法による訓練
 - (4) 潜水医学の実験
 - (5) 飽和潜水法を用いて行う作業
 - (6) 潜水艦救難潜水艇内における救難作業
- 4 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣が認めるもの」は、転覆船内に潜入して行う救難作業及び転覆船の周辺において行う救難作業並びに作業地点の水温が摂氏10度以下の場合においてウェットスーツを着用して行う潜水作業とする。
- 5 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業に係る「防衛大臣の定める額」は、次表において職員の階級の区分及び作業の区分に従い同表に定める額とする。

階 級	作 業		新造又はこれに準ずる改造直後の潜水艦救難潜水艇の試験又は検査	その他の作業	
	救難作業及びその訓練			潜水深度30メートルまで	潜水深度300メートルを超えるとき
3等海佐以上の階級	潜水深度300メートルまで	潜水深度300メートルを超えるとき	4,290円	2,200円	2,860円
2等海曹以上1等海尉以下の階級	3,300円	3,315円	3,315円	1,700円	2,210円
3等海曹以下の階級	2,100円	2,730円	2,730円	1,400円	1,820円

- 6 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中「防衛大臣の定める試験若しくは検査」は新造（未成艦を含む。）若しくはこれに準ずる改造又は潜航性能に影響を及ぼす修理直後に行う試験又は検査及びその都度防衛大臣があらかじめ内閣総理大臣と協議して指定する実用試験又は性能試験とし、同項中「防衛大臣の定める長期の潜航」は潜航を開始した日から潜航を終了した日までの期間が15日以上となる潜航とする。
- 7 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中前項の潜航に係る「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額とする。
 - (1) 試験又は検査に従事する職員 次に定める額
 - イ 潜水艦乗組員 幹部自衛官にあつては625円、准海尉にあつては560円、海曹長等にあつては500円
 - ロ 潜水艦乗組員以外の者 幹部自衛官並びに行政職俸給表(一)2級以上及び研究職俸給表2級以上の事務官等にあつては1,750円、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官にあつては1,500円、陸曹長等、海曹長等及び空曹長等並びに行政職俸給表(一)1級及び研究職俸給表1級の事務官等にあつては1,250円
 - (2) 潜水艦に乗り組んで引き続き15日以上潜航を行う海上自衛官 幹部自衛官にあつては940円、准海尉にあつては840円、海曹長等にあつては750円
- 8 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中「航空医学実験隊の行う加速度実験」は次に掲げるものとする。
 - (1) 人体遠心力発生装置を用いて行う実験
 - (2) 空間識発生装置を用いて行う実験
- 9 令別表第5異常圧力内作業等手当の項中前項の作業に係る「防衛大臣の定める額」は、別に定めるところにより、作業の種類及び作業の程度の区分に従い、作業1日につき900円、1,400円又は2,100円

円とする。

(昭35庁訓60・全改、昭37庁訓78・旧第17条の4繰下・一部改正、昭46庁訓24・昭49庁訓31・昭50庁訓40・昭52庁訓15・昭57庁訓17・昭60庁訓24・平2庁訓23・平11庁訓49・平15庁訓46・平16庁訓40・平17庁訓56・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平26省訓35・一部改正)

第22条 削除

(平17庁訓56)

第23条 削除

(平17庁訓56)

(駐留軍関係業務手当を支給される業務)

第24条 令別表第5駐留軍関係業務手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、駐留軍に対する施設及び区域の提供、駐留軍が使用していた施設及び区域の返還又は駐留軍の行為により生じた特別損失若しくは駐留軍の構成員等の行為により生じた事故の補償に関する業務で著しく困難な状況の下に行う利害関係人等との現地折衝又は実地調査とする。

(昭37庁訓78・追加、昭57庁訓5・平19庁訓1・平19省訓28・一部改正)

(南極手当の額)

第25条 令別表第5南極手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次表において職員の階級又は職務の級の区分に従い同表に定める額とする。

階級又は職務の級	南極手当の日額
海将補及び1等海佐 研究職俸給表5級	4,100円
2等海佐及び3等海佐 研究職俸給表3級及び4級	3,100円
1等海尉及び2等海尉 研究職俸給表2級	2,400円
3等海尉 研究職俸給表1級	2,000円
准海尉	1,950円
海曹長 1等海曹	1,900円
2等海曹以下の階級	1,800円

(昭40庁訓46・追加、昭43庁訓2・昭45庁訓28・昭50庁訓40・昭52庁訓15・昭55庁訓40・昭60庁訓42・平3庁訓22・平19庁訓1・平19省訓 一部改正)

(夜間看護等手当の額が加算される場合等)

第25条の2 令附則第2項中「防衛大臣が認める場合」は、助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び法第14条第2項において準用する一般職給与法第12条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。

）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため勤務官署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を勤務官署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）とし、この場合の同項の「防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
- (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

（昭48庁訓54・追加、昭50庁訓40・昭51庁訓21・昭52庁訓31・昭53庁訓28・昭54庁訓27・昭55庁訓21・昭56庁訓44・昭59庁訓37・昭60庁訓42・昭63庁訓25・平2庁訓23・平2庁訓23・平3庁訓22・平6庁訓44・平8庁訓38・平9庁訓22・平13庁訓51・平14庁訓2・平19庁訓1・平25省訓10・一部改正）

（除雪手当を支給される作業の対象となる道路）

第26条 令別表第5除雪手当の項中「防衛大臣の定める道路」は、別表第5に掲げる道路とする。

（昭43庁訓7・追加、昭45庁訓28・昭45庁訓41・平19庁訓1・平19省訓28・一部改正）

（小笠原手当の額）

第27条 令附則第3項に規定する「防衛大臣の定める額」は、次の表において、職員の階級又は職務の級の区分及び職員の所属する官署の地域の区分に従い同表に定める額とする。

階級又は職務の級	地 域		
	南鳥島	硫黄島	南鳥島及び硫黄島以外の地域
3等陸佐、3等海佐及び3等空佐以上の階級 行政職俸給表(一)4級以上の級	5,510円	3,860円	700円
1等陸尉、1等海尉及び1等空尉 2等陸尉、2等海尉及び2等空尉 3等陸尉、3等海尉及び3等空尉 行政職俸給表(一)2級及び3級 行政職俸給表(二)3級及び4級	5,350円	2,830円	500円
准陸尉、准海尉及び准空尉	5,270円	2,290円	400円
陸曹長、海曹長及び空曹長以下の階級 行政職俸給表(一)1級 行政職俸給表(二)2級以下の級	5,190円	1,740円	300円

2 南鳥島及び硫黄島以外の地域に置かれる官署に所属する職員で防衛大臣の認める特別な環境の下において、令附則第3項に規定する業務に従事する者については、その従事した日1日につき、前項に定める額にその100分の80に相当する額を加算することができる。

（昭43庁訓26・追加、昭45庁訓28・昭46庁訓24・昭48庁訓11・昭48庁訓54・昭49庁訓31・昭51庁訓2・昭54庁訓27・昭55庁訓40・昭60庁訓42・平2庁訓43・平13庁訓51・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平25省訓37・一部改正）

第27条の2 削除

（平16庁訓40）

第27条の3 削除

(昭57庁訓17)

(死体処理手当)

第27条の4 令別表第5死体処理手当の項中「防衛大臣の定める施設」は、防衛医科大学校医学教育部医学科に設けられた解剖学講座、病理学講座及び法医学講座のために供される教室又は自衛隊中央病院研究検査部病理課が行う病理解剖のために供される解剖室とする。

2 令別表第5死体処理手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、死体に接して行う次の各号に掲げる作業（完全に白骨化した死体、指等の死体の一部又は損傷を伴わない死亡直後の死体に係る作業を除く。）で、職員が死体1体の収容又は検視の作業につき4人以内において従事した作業（死体1体につき5人以上で従事した作業で防衛大臣の認めるものを含む。）とする。

(1) 自衛隊法第83条又は第83条の3の規定により派遣されて行う死体の収容作業

(2) 警務官又は警務官補の行う死体の収容又は検視の作業

(3) 海上における死体の収容作業（前2号の規定により行われる作業を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、航空機の事故その他の事故等において行われる死体の収容作業で防衛大臣の認めるもの

3 令別表第5死体処理手当の項中「防衛大臣の定める額」は、作業1日につき次の各号に掲げる作業の区分に従い当該各号に定める額とする。ただし、第2号の作業に従事した日に第3号の作業に従事した場合における手当の額は1,600円とする。

(1) 第1項に定める教室又は解剖室における死体の処理作業 3,200円

(2) 前項に定める死体の収容作業 1,000円

(3) 前項に定める死体の検視の作業 1,600円

4 第2項に定める死体の収容又は検視の作業において、次の各号のいずれかに該当する作業に従事した場合の死体処理手当の額は、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定による額にその100分の100に相当する額を加算して得た額とする。

(1) 手足の皮膚が安易に剥がれる状態又はこの状態よりさらに死後経過の進行した状態にある死体の収容又は検視の作業

(2) 身体が切断されたもの又は衝撃等により臓器等が飛び出している等の死体の収容又は検視の作業

(3) 焼死体（窒息死により、死体が焼けただけではないものを除く。）の収容又は検視の作業

(4) 死体の解剖の補助作業

(昭52庁訓15・追加、昭53庁訓28・平元庁訓47・平2庁訓23・平5庁訓31・平6庁訓35・平10庁訓12・平12庁訓27・平12庁訓76・平18庁訓65・平19庁訓1・平19省訓28・一部改正)

(災害派遣等手当)

第27条の5 令別表第5災害派遣等手当の項中「防衛大臣の定める大規模な災害」は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され若しくは災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発若しくは大規模な火事による災害若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき特定家畜伝染病防疫指針を策定することとされている家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）の発生による災害その他防衛大臣が指定するもの又は原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力災害対策本部が設置された災害とし、同項中「防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業」は当該災害現場において行われる遭難者等の捜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開、被害状況の把握、避難の援助、消防活動、応急医療、救護及び防疫又はこれらに準ずる救援活動等（以下この条において「救援等の作業」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する作業を除く。

(1) 航空手当又は乗組手当の支給を受けている者がそれぞれ航空機に搭乗し、又は艦船に乗り組んで作業に従事した場合におけるその日における作業（別に定める基準に該当する場合の救援等の作業を除く。）

(2) 航空機に搭乗して作業に従事したことにより航空作業手当がその日において支給される場合におけるその日における作業（別に定める基準に該当する場合の救援等の作業を除く。）

2 前項各号に掲げる作業を行つた日の前後にこれらの作業以外の救援等の作業を引き続いて行つた日がある

場合は、その作業については引き続き2日以上にわたって行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により防衛大臣が指定する場合又は基準を定める場合にあつては、当分の間、あらかじめ内閣総理大臣と協議するものとする。
- 4 令別表第5災害派遣等手当の項中「これらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるもの」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく警戒区域及び災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒区域が設定された場合において、防衛大臣が指定する時からその設定がなされた時までの間におけるこれらの区域と同一の区域とする。
- 5 令別表第5備考3中「防衛大臣の定めるもの」は、爆発物取扱作業等手当（第18条第3項に規定する作業に係るものに限る。）又は異常圧力内作業等手当（潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難艇に乗り組んで潜水して行う作業に係るものを除く。）の支給対象となる作業に従事した場合におけるその日の作業とする。

（昭59庁訓28・追加、昭61庁訓26・平5庁訓31・平7庁訓27・平7庁訓34・平8庁訓38・平12庁訓76・平13庁訓2・平15庁訓46・平16庁訓40・平17庁訓56・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平20省訓22・平22省訓15・平24省訓15・平26省訓35・一部改正）

（対空警戒対処等手当）

第27条の6 令別表第5対空警戒対処等手当の項中「防衛大臣の定める業務」は、次に掲げる業務とする。

- (1) 高射部隊（自衛隊法第82条の3の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた航空自衛隊の高射群及び高射教導群をいう。次号及び第3号において同じ。）が屋外で展開して行う業務
 - (2) 高射部隊が展開した地域において、自衛隊法第82条の3の規定による弾道ミサイル等の破壊に必要な措置を命ぜられた部隊が屋外で行う警戒及び出入者の監視等に関する業務
 - (3) 高射部隊が展開した地域において、自衛隊法第82条の3の規定による弾道ミサイル等の破壊に必要な措置を命ぜられた航空自衛隊の移動通信隊が屋外で行う通信に関する業務
 - (4) 護衛艦（自衛隊法第82条の3の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた護衛艦又はこれに必要な措置を命ぜられた護衛艦をいう。）が展開した海域において、当該護衛艦に乗艦する自衛官が行う業務
- 2 令別表第5対空警戒対処等手当の項中「特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは、自衛隊法第82条の3の規定による措置の職務であつて自衛隊の施設を離れて屋外で行われるもの（前項第4号に掲げる業務を除く。）に従事する自衛官の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合をいう。
 - 3 令別表第5対空警戒対処等手当の項中「防衛大臣の定める部隊」は航空自衛隊の各移動警戒隊とし、「防衛大臣の定める期間」は引き続き30日の期間とし、「防衛大臣の定めるもの」は警戒群又は警戒隊のレーダーの換装又は修理等に際し移動式航空警戒管制装置をもつて行う航空警戒管制に関する作業とする。

（平2庁訓23・追加、平12庁訓24・平19庁訓1・平19省訓28・平22省訓15・平25省訓37・平26省訓22・平26省訓61・一部改正）

（夜間特殊業務手当）

第27条の7 令別表第5夜間特殊業務手当の項中「航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

- (1) 陸上自衛隊の沿岸監視隊若しくは方面通信情報隊（防衛大臣が指定する部隊に限る。）、海上自衛隊の警備所、稚内基地分遣隊、海洋観測所、対潜資料隊若しくは作戦情報支援隊、航空自衛隊の電波情報収集群又は情報本部の通信所における情報の収集に関する業務
- (2) 陸上自衛隊の中央基地システム通信隊、基地通信大隊、基地システム通信大隊若しくは基地通信隊、海上自衛隊の通信所、自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、潜水隊群司令部、航空群司令部、教育航空群司令部、航空基地隊本部、航空隊基地隊、移動通信隊、地方総監部、航空補給処（支処を除く。）、補給本部、中央システム通信隊、システム通信隊、システム通信分遣隊若しくは保全監査隊（分遣隊を除く。）、又は航空自衛隊の通信隊、硫黄島基地隊、土佐清水通信隊、奄美通信隊、救難隊、学校、中央通信隊、中央システム管理隊、移動通信隊若しくは補給処（支処を含む。）における有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務（移動通信隊が行う対空警戒対処等手当に係る業務に該当するもの

を除く。)

- (3) 航空自衛隊の作戦システム運用隊における指令の伝達又は情報の収集に関する業務（基地業務隊が行う当該業務を除く。）
- (4) 航空自衛隊の防空管制群又は警戒群若しくは警戒隊における航空警戒、要撃管制又は情報の収集に関する業務（基地業務隊が行う当該業務を除く。）
- (5) 陸上自衛隊の駐屯地（分屯地又はこれに準ずる施設を含む。）、海上自衛隊の部隊若しくは機関の所在する陸上の施設又は航空自衛隊の基地（分屯基地を含む。）における警戒及び出入者の監視等に関する業務
- (6) 統合幕僚監部の運用室運営班、自衛隊指揮通信システム隊のサイバー防衛隊若しくは中央指揮所運営隊、陸上幕僚監部、陸上自衛隊の方面総監部、中央即応集団司令部、基地システム通信大隊、システム管理隊、中央情報隊若しくはシステム防護隊、海上幕僚監部、海上自衛隊の自衛艦隊司令部、航空集団司令部若しくは保全監査隊（分遣隊を除く。）、航空幕僚監部、航空自衛隊の航空総隊司令部、航空支援集団司令部、作戦情報処理群若しくはシステム監査隊又は情報本部の統合情報部若しくは電波部における部隊の運用に必要な情報処理に係る電子計算機等の運用若しくは維持管理、指令の伝達又は情報の収集に関する業務
- (7) 陸上自衛隊の中央管制気象隊、海上自衛隊の運航隊若しくは洋上管制隊又は航空自衛隊の飛行管理隊、飛行情報隊若しくは管制隊における航空交通管制又は航空機の運航に係る情報の収集若しくは連絡に関する業務
- (8) 陸上自衛隊の中央管制気象隊、海上自衛隊の運航隊若しくは航空隊基地隊又は航空自衛隊の気象隊における気象観測、気象予報又は気象情報の収集若しくは連絡に関する業務
- (9) 航空自衛隊の高射群指揮所運用隊における装備品等の運用若しくは保守、指令の伝達又は情報の収集に関する業務（対空警戒対処等手当に係る業務に該当するものを除く。）
- (10) 航空自衛隊の飛行場勤務隊における飛行場若しくは航空保安施設の運用若しくは保守又は航空機の運航に係る情報の収集若しくは連絡に関する業務
- (11) 陸上自衛隊の第15旅団第15ヘリコプター隊における航空機による救急患者の緊急輸送に関する業務
- (12) 航空自衛隊の航空団又は警戒航空隊における領空侵犯に対する措置に関する業務（飛行群本部、飛行警戒監視群本部、飛行隊、装備隊又は施設隊が行う当該業務に限る。）
- (13) 航空自衛隊の航空総隊司令部における航空事故等の救難調整に係る情報の収集又は連絡に関する業務
- (14) 自衛隊指揮通信システム隊のネットワーク運用隊又はサイバー防衛隊における防衛情報通信基盤の監視又は監査に関する業務
- (15) 情報本部の画像・地理部における内閣官房内閣衛星情報センターとの間で行う画像情報等の収集に係る連絡調整に関する業務
- (16) 航空幕僚監部又は航空自衛隊の航空総隊司令部に所属する隊員が国土交通省航空交通管理センターにおいて行う空域管理業務に係る調整に関する業務
- (17) 海賊対処行動として行動する航空部隊が所在する施設において、警衛隊に属する隊員がジブチの区域において行う警備に関する業務
- (18) 海上自衛隊の硫黄島航空基地隊又は気象庁南鳥島気象観測所における発電設備の運用又は保守の業務

2 令別表第5夜間特殊業務手当の項中「勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員1人当たりの1月における平均的な回数が6回未満である業務として防衛大臣の定めるもの」は、自衛官にあつては自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第9条に基づく日課において、事務官等にあつては自衛隊法施行規則第44条第9項及び第10項に基づく勤務時間の割振りにおいて職員1人当たりの深夜の全部又は一部を含む勤務の回数が年間を通じて1月につき平均6回未満である業務とする。

（平3庁訓35・追加、平4庁訓5・平5庁訓4・平5庁訓53・平6庁訓15・平6庁訓45・平7庁訓16・平7庁訓27・平9庁訓1・平9庁訓22・平10庁訓20・平10庁訓46・平12庁訓24・平12庁訓96・平13庁訓32・平13庁訓51・平14庁訓8・平14庁訓30・平15庁訓46・平16庁訓20・平16庁訓40・平17庁訓24・平17庁訓56・平18庁訓39・平19庁訓1・平19省訓10・平19省訓28・平20省訓12・平20省訓22・平21省訓34・平21省訓44・平22省訓8・平22省訓15・平24省訓10・平25省訓16・平26省訓10・平26省訓24・平26省訓52・平28省訓4・平28省訓16・平28省訓34・一部改正）

(航空管制手当)

第27条の8 令別表第5航空管制手当の項中「防衛大臣の定める部隊」は、次に掲げる部隊とする。

- (1) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊、第1派遣隊及び第2派遣隊、東北方面管制気象隊基地隊、東部方面管制気象隊の基地隊、第1派遣隊、第3派遣隊、第4派遣隊及び第5派遣隊、中部方面管制気象隊第1派遣隊並びに西部方面管制気象隊第1派遣隊
- (2) 海上自衛隊の運航隊（那覇運航隊を除く。以下同じ。）、航空隊基地隊及び洋上管制隊
- (3) 航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊、飛行教導群及び管制隊（春日管制隊及び那覇管制隊を除く。以下同じ。）

2 令別表第5航空管制手当の項中「防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げるものとする。

- (1) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊若しくは第2派遣隊、東部方面管制気象隊の基地隊若しくは第4派遣隊若しくは中部方面管制気象隊第1派遣隊、海上自衛隊の運航隊（大村運航隊、岩国運航隊及び小月運航隊を除く。）若しくは第25航空隊大湊航空基地隊又は航空自衛隊の管制隊（静浜管制隊、岐阜管制隊及び防府管制隊を除く。）における進入管制業務、着陸誘導管制業務又はターミナル・レーダー管制業務
- (2) 陸上自衛隊の北部方面管制気象隊の基地隊、第1派遣隊若しくは第2派遣隊、東北方面管制気象隊基地隊、東部方面管制気象隊の基地隊、第1派遣隊、第3派遣隊、第4派遣隊若しくは第5派遣隊、中部方面管制気象隊第1派遣隊若しくは西部方面管制気象隊第1派遣隊、海上自衛隊の運航隊（大村運航隊及び岩国運航隊を除く。）若しくは航空隊基地隊又は航空自衛隊の管制隊における飛行場管制業務
- (3) 海上自衛隊の大村運航隊、岩国運航隊又は洋上管制隊における航空機に対するその運航のために必要な情報の提供又は飛行計画の通報若しくは承認に関する連絡の業務
- (4) 航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊又は飛行教導群における要撃管制業務

3 令別表第5航空管制手当の項の規定に基づき、前項各号に掲げる業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者は、同項第1号から第3号までに掲げる業務を行う者にあつては国土交通大臣の定めるところにより航空交通管制技能証明書を交付された者とし、同項第4号に掲げる業務を行う者にあつては航空自衛隊の部隊の長が実施する技能検定（要撃管制業務に係るものに限る。）に合格した者とする。

4 令別表第5航空管制手当の項中「防衛大臣の定める額」は、次の表において業務の種類及び部隊の区分に従い同表に定める額とする。

業 務 の 種 類		部 隊	手 当 額
第2項第1号の業務	管制指示を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	770円
		その他の部隊	600円
	管制指示の補助を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	600円
		その他の部隊	360円
第2項第2号の業務	管制指示を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	600円
		その他の部隊	360円
	管制指示の補助を主として行う業務	航空自衛隊千歳管制隊	360円
		その他の部隊	340円
第2項第3号の業務	海上自衛隊洋上管制隊	360円	
	その他の部隊	340円	

第2項第4号の業務	航空自衛隊の防空管制群、警戒群、移動警戒隊、硫黄島基地隊又は飛行教導群	650円
-----------	-------------------------------------	------

5 同一の日に、前項の表の業務の種類区分又は部隊の区分を異にする二以上の業務に従事した場合における前項の「防衛大臣の定める額」は、同表のこれらの業務に係る額のうち最も高い額（その額が同額である場合にあつては、いずれか一の業務に係る手当の額）とする。

(平5庁訓4・追加、平7庁訓27・平8庁訓38・平13庁訓2・平13庁訓75・平19庁訓1・平19省訓28・平20省訓12・平20省訓27・平26省訓61・一部改正)

(国際緊急援助等手当の額)

第27条の9 令別表第5国際緊急援助等手当の項中「4,000円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。ただし、第1号の業務に従事した日に第2号又は第3号の業務に従事した場合における手当の額は、4,000円とする。

- (1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）第2条に規定する国際緊急援助活動（次号及び第3号に掲げる業務を除く。） 4,000円
 - (2) 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。） 3,000円
 - (3) 国際緊急援助活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物質の海外の地域への輸送 1,400円
- 2 令別表第5国際緊急援助等手当の項中「7,500円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。
- (1) 在外邦人等輸送業務（次号及び第3号に掲げる業務を除く。） 7,500円
 - (2) 在外邦人等輸送業務のうち、外務大臣から輸送の依頼があつた生命又は身体の保護を要する邦人が滞在する外国以外の海外の地域において乗員以外の隊員が行う航空機による輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。） 3,000円
 - (3) 乗員又は乗組員が行う在外邦人等輸送業務を行う職員若しくは物資の海外の地域への輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。） 1,400円
- 3 令別表第5国際緊急援助等手当の項中「特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは在外邦人等輸送業務に従事する職員の生命に特に著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合を、同項中「極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合」とは在外邦人等輸送業務に従事する職員の生命に極めて著しい危険を伴うと防衛大臣が認める場合をいう。
- 4 令別表第5国際緊急援助等手当の項中「海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる在外邦人等警護業務とする。
- (1) 車両による警護業務又は警護に伴う輸送業務
 - (2) 自衛隊法第84条の3の規定により、外務大臣から邦人等の保護措置の依頼があつた生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の滞在する外国において行う輸送に関する業務（前号及び第4号に掲げる業務を除く。）
 - (3) 前号に規定する外国以外の海外の地域において乗員以外の隊員が行う航空機による輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。）
 - (4) 乗員又は乗組員が行う在外邦人等警護業務を行う職員又は物資の海外の地域への輸送業務（陸上の場所に留まつて行う場合に限る。）
- 5 令別表第5国際緊急援助等手当の項中「15,000円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる業務 15,000円
 - (2) 前項第2号に掲げる業務 7,500円
 - (3) 前項第3号に掲げる業務 3,000円
 - (4) 前項第4号に掲げる業務 1,400円
- 6 第4項第2号から第4号までに掲げる業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、これらの規定による額にそ

の100分の50に相当する額を加算して得た額とする。

(平6庁訓35・追加、平12庁訓27・平19庁訓1・平19省訓28・平27省訓20・平28省訓18・平29省訓28・一部改正)

(海上警備等手当)

第27条の10 令別表第5海上警備等手当の項中「海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのもの）に限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第8条第1項において準用する海上保安庁法第17条第1項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1) ジブチの区域において乗員及び乗組員以外の隊員が行う次の業務

イ 連絡調整業務

ロ 固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備、警備その他の地上において行う業務

ハ 本邦及びジブチ間において行う航空機による輸送業務（地上において行う場合に限る。第5号及び第8号において「航空輸送業務」という。）

(2) 特定の海域において乗員及び乗組員以外の隊員が行う連絡調整業務（前号イ及び次号に掲げる業務を除く。）

(3) バーレーン又は防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する区域において乗員及び乗組員以外の隊員が行う連絡調整業務

(4) 防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する区域において乗員以外の隊員が行う固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備その他の地上において行う業務

(5) タイ、マレーシア又はモルディブの区域において乗員以外の隊員が行う航空輸送業務

(6) アデン湾・ソマリア沖の区域又はその周辺の区域において乗員又は乗組員が行う次の業務

イ 固定翼哨戒機による哨戒飛行業務

ロ 航行中の船舶を護衛する業務

ハ 護衛艦による警戒監視業務（特定の海域において行う場合に限る。）

(7) アデン湾周辺の区域において乗員又は乗組員が行う次の業務

イ 固定翼哨戒機による哨戒飛行のために行う整備その他の地上において行う業務

ロ 警備業務（港湾に停泊して行う場合に限る。）

(8) ジブチ、タイ、マレーシア又はモルディブの区域において乗員が行う航空輸送業務

(9) アデン湾を除くソマリア沖（ソマリア沿岸から50海里までの海域をいう。）を通算して4時間以上航海して航行中の船舶を海賊行為から防護するために乗組員が行う業務（第6号に掲げるものを除く。）

2 令別表第5海上警備等手当の項中「自衛隊法第93条第2項において準用する海上保安庁法第17条第1項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）又は海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるもの」は、次に掲げる業務とする。

(1) 立入検査の実施を命ぜられた職員が行う当該立入検査の業務

(2) 対象船舶の進行を停止させるための次に掲げる業務

イ 艦艇の乗組員が行う対象船舶に対する警告射撃又は船体射撃に関する業務

ロ 航空機の乗員が行う対象船舶に対する警告射撃、船体射撃又は爆弾投下に関する業務

3 令別表第5海上警備等手当の項中「その困難性を考慮して防衛大臣の定めるもの」は、防衛大臣が別に定める海域において行う情報の収集の業務であつて防衛大臣が別に定めるものとする。

4 令別表第5海上警備等手当の項中「防衛大臣が認める場合」は、次の各号に掲げる職員の区分に従い当該各号に定める場合とする。

(1) 特別警備業務若しくは特別海賊対処業務に従事する特別警備隊員又は特別警備隊員輸送業務に従事する乗員 対象船舶から攻撃又は当該船舶にいる者から機関銃、ロケット砲その他その殺傷力がこれらと同等以上の武器を用いた抵抗（職員の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛大臣が認めるものに限る。）を受けた場合

(2) 第2項に掲げる業務又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員 対象船舶から攻撃又は当該船舶にいる者から抵抗（職員の生命又は身体に著しい危険を伴うと防衛

大臣が認めるものに限る。)を受けた場合

(3) 第3項に規定する業務に従事する乗組員 当該業務が特に困難な状況において行われたものとして防衛大臣が別に定める場合

5 令別表第5海上警備等手当の項中「4, 000円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」は、次の各号に掲げる業務の区分に従い当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる業務 4, 000円

(2) 同項第3号から第5号までに掲げる業務 3, 000円

(3) 同項第6号に掲げる業務 2, 000円

(4) 同項第7号及び第8号に掲げる業務 1, 400円

(5) 同項第9号に掲げる業務 400円

6 同一の日において、第1項各号に掲げる業務のうちいずれか2以上の業務を行う隊員に支給する前項の「4, 000円を超えない範囲で、防衛大臣の定める額」は、同項の規定により当該隊員に支給する額のうち最も高い額(その額の業務が2以上である場合にあつては、いずれか一の業務に係る手当の額)とする。

(平14庁訓30・追加、平16庁訓40・平17庁訓56・平19庁訓1・平21省訓31・平21省訓34・平21省訓44・平22省訓33・平25省訓53・平26省訓35・平27省訓48・平成27省訓55・平成28省訓34・一部改正)

(分べん取扱手当)

第27条の1 令別表第5分べん取扱手当の項中「防衛大臣の定める分べん」は、出生証明書又は死産証書(妊娠満2週以後のものに限る。)を作成することとなる分べんとする。

2 令別表第5分べん取扱手当の項中「防衛大臣の定める者」は、次に掲げる産科医師(防衛医科大学校病院の産科婦人科又は自衛隊中央病院若しくは自衛隊地区病院の産婦人科に勤務する医師をいう。以下同じ。)とする。

(1) 出生証明書又は死産証書の作成を行う産科医師

(2) 帝王切開術を伴う分べんにおいて前号に掲げる産科医師の補助を行う産科医師(複数の産科医師が補助を行う場合にあつては、主として補助を行う1名に限る。)

(平22省訓15・追加)

(特地勤務手当等)

第28条 令第10条第3項第3号中「防衛大臣が定める場合」は職員が当該官署に勤務することとなつた日前1年以内の当該官署に勤務していた期間の末日において当該官署が特地官署に該当していた場合とし、同号中「防衛大臣が定める日」は当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けていた特地勤務手当に係る同項各号に定める日とする。

2 令第10条の2第2項中「防衛大臣が定める場合」は職員が当該官署に勤務することとなつた日前1年以内の当該官署に在勤していた期間の末日において当該官署が特地官署又は準特地官署に該当していた場合であつて、同日において当該職員が特地勤務手当に準ずる手当を受けていたときとし、同項中「防衛大臣が定める日」は当該職員がその勤務することとなつた日の直近に受けていた特地勤務手当に準ずる手当に係る同項に定める日とする。

3 令別表第6に規定する防衛大臣の指定する官署及び当該官署について防衛大臣の定める級別区分は、別表第6に掲げるとおりとする。

4 法第14条第2項において準用する一般職給与法第14条第1項に規定する防衛大臣が指定する準特地官署は、一の年について、又は特定期間(令別表第6備考に規定する特定期間をいう。以下同じ。)及び特定期間以外の期間に区分した上で、いずれか一方について行うものとして別表第7に掲げるとおりとする。

(昭35庁訓60・全改、昭37庁訓78・旧第17条の7繰下・一部改正、昭40庁訓16・一部改正、昭40庁訓46・旧第25条繰下、昭43庁訓7・旧第26条繰下・一部改正、昭43庁訓26・旧第27条繰下、昭45庁訓28・昭45庁訓41・昭46庁訓13・昭52庁訓31・平10庁訓13・平16庁訓77・平19庁訓1・平19省訓28・平22省訓15・平27省訓39・一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

第28条の2 (削る) (平3庁訓35・追加、平13庁訓2・平19庁訓1・一部改正、平19省訓28・削除)

(南極地域観測の場合の航海手当の日額)

第29条 令第12条の3第1項ただし書中「防衛大臣の定める額」は、次の表において乗組員の階級の区分に従い同表に定める額とする。

階 級	航海手当の日額
海将補及び1等海佐	3,980円
2等海佐及び3等海佐	3,080円
1等海尉及び2等海尉	2,570円
3等海尉以下の階級	2,120円

(昭40庁訓46・追加、昭42庁訓34・昭43庁訓2・一部改正、昭43庁訓7・旧第27条繰下、昭43庁訓26・旧第28条繰下、昭45庁訓40・昭48庁訓57・昭51庁訓2・昭54庁訓35・平2庁訓43・平19庁訓1・一部改正)

(航海手当の日額の特例)

第30条 令第12条の3第1項第2号中「防衛大臣の定める艦船」は、音響測定艦とする。

(昭31庁訓8・追加、昭31庁訓29・旧第17条の6繰下、昭31庁訓42・旧第17条の8繰下、昭36庁訓61・昭37庁訓7・一部改正、昭37庁訓78・旧第17条の9繰下、昭40庁訓32・一部改正、昭43庁訓7・旧第28条繰下、昭43庁訓26・旧第29条繰下、昭48庁訓57・平3庁訓35・平4庁訓41・平10庁訓20・平19庁訓1・一部改正)

附 則

- この訓令は、昭和30年8月15日から施行する。
- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における別表第6及び別表第7の規定の適用につ

いては、別表第6中「

航空自衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等	2級	2級
---------------------	----	----

」とあるのは「

航空自
航空自

」

衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等	2級	2級
衛隊山田分屯基地に所在する部隊等	2級	2級

」と、別表第7一の年の項中「海上自衛隊中央システム
航空自衛隊山田分屯基地

通信隊えびの送信所
に所在する部隊等」 とあるのは「海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所」とする。

(平23省訓25・追加、平23省訓34・旧第5項繰上・一部改正、平24省訓20・全改、平25省訓10・旧第4項繰上・一部改正、平26省訓22・平27省訓20・平28省訓34・一部改正、平29省訓28・全改)

附 則 (平成15年3月31日防衛庁訓令第46号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(平19庁訓1・平20省訓27・一部改正)

【防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附 則 (平成18年3月31日防衛庁訓令第63号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(号俸決定の特例)

第2条 この訓令の施行の日前に退職した自衛官に係る防衛省職員給与施行細則第1条の適用については、同条中「受けていた号俸」とあるのは、「受けていた号俸を防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第122号)附則第9条又は第12条に定める旧号俸及び経過期間を3月未満として同条の規定の適用を受ける自衛官の例により定める号俸」とする。

(平19庁訓1・一部改正)

(防衛大臣が定める支給期間に該当するもの及び額)

第3条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第90号。以下「一部改正令」という。)附則第7条に規定する防衛大臣が定める支給期間に該当するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間にあつては、次に掲げる期間の区分(初任給調整手当の支給期間として人事院規則で定める期間の区分をいう。以下この条において同じ。)

イ 33年以上34年未満

ロ 34年以上35年未満

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間にあつては、期間の区分が34年以上35年未満

2 一部改正令附則第7条に規定する防衛大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間

イ 前項第1号イに該当する場合 340円

ロ 前項第1号ロに該当する場合 4,400円

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間 2,200円

(平22省訓31・全改)

第4条 削除

(平22省訓31・全改)

(平成22年3月31日までの間における自衛官に係る地域手当の支給割合の特例)

第5条 一部改正令附則第8条第2項第2号に規定する防衛大臣の定める割合は、附則別表第2のとおりとする。

2 一部改正令附則第8条第2項第3号に規定する防衛大臣の定める割合は、附則別表第3のとおりとする。

(平19庁訓1・一部改正)

(自衛官に係る地域手当の支給官署の支給割合の特例)

第6条 附則別表第4に掲げる官署に在勤する者に係る一部改正令附則第8条第2項第2号又は第3号に規定する防衛大臣の定める割合は、当該官署に応じて同表に定める支給割合とする。

(平19庁訓1・一部改正)

(防衛大臣が定める事由)

第7条 一部改正令附則第10条第1項に規定する防衛大臣が定める事由に該当する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 乗員の範囲等に関する訓令第2条各項に規定する乗員の区分を異にする異動をした場合

(2) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下この条において「令」という。)第11条の3第2項に規定する乗組員のうち令第12条第2項の規定による割合を異にする他の船舶に異動をした場合

(3) 令第11条の3第3項各号に掲げる落下傘隊員の区分を変更した場合又は同項第1号に該当する落下傘隊員のうち令第12条第3項の規定による割合を異にする異動をした場合

(4) 令第11条の3第4項各号に掲げる特別警備隊員の区分を変更した場合

(5) 平成18年4月1日の前日においてその者が属していた階級より下位の階級に降任した場合

(6) 乗組員のうちその者の受けている俸給月額を乗組手当の月額の算定基礎とする者にあつては、施行日前における休職等期間(休職にされていた期間、休暇のため引き続き勤務しなかった期間又は国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成7年法律第122号)第2条第1項の規定により派遣された期間をいう。)を含む期間に係る令第6条の23の規定による調整が行われた場合

(平19庁訓1・一部改正)

附則別表第1 削除
(平22省訓31・全改)

附則別表第2
(平19省訓28・全改、平19省訓164・平20省訓31・平21省訓31・一部改正)

支給地域

級地	支給割合	
2級地	100分の13	東京都のうち 武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 神奈川県のうち 鎌倉市 大阪府のうち 大阪市 守口市 兵庫県のうち 芦屋市
	100分の12	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 成田市 印西市 東京都のうち 福生市 清瀬市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 門真市
3級地	100分の11	東京都のうち 八王子市 立川市 府中市 調布市 神奈川県のうち 横浜市 川崎市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 吹田市 高槻市 箕面市 兵庫県のうち 西宮市 宝塚市
	100分の10	埼玉県のうち さいたま市 大阪府のうち 寝屋川市 高石市
	100分の9	茨城県のうち つくば市 埼玉県のうち 志木市 千葉県のうち 船橋市 浦安市 袖ヶ浦市 東京都のうち

		昭島市 日野市 小平市 神奈川県のうち 海老名市 愛知県のうち 刈谷市 豊田市 奈良県のうち 天理市
4 級地	100分の10	東京都のうち 三鷹市 神奈川県のうち 横須賀市 京都府のうち 京都市 大阪府のうち 堺市 豊中市 枚方市 茨木市 東大阪市 兵庫県のうち 神戸市 尼崎市
	100分の9	大阪府のうち 八尾市
	100分の8	茨城県のうち 水戸市 土浦市 守谷市 埼玉県のうち 鶴ヶ島市 千葉県のうち 千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 東京都のうち 青梅市 東村山市 あきる野市 神奈川県のうち 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市 愛知県のうち 豊明市 三重県のうち 鈴鹿市 滋賀県のうち 大津市 草津市 奈良県のうち 奈良市 大和郡山市 大阪府のうち 池田市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附則別表第3

(平19省訓28・平19省訓164・平20省訓31・平21省訓31・一部改正)

級 地	支 給 割 合	支 給 地 域
5 級地	1 0 0 分 の 6	神奈川県のうち 三浦郡葉山町 大阪府のうち 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 和泉市 兵庫県のうち 伊丹市
	1 0 0 分 の 5	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち 日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市 川口市 行田市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 所沢市（防衛 医科大学 校及び自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所を 除く。） 千葉県のうち 茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 神奈川県のうち 平塚市 秦野市 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市 沼津市 御殿場市 愛知県のうち 瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市 三重県のうち 津市 四日市市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市（陸上自衛隊宇治駐屯地を除く。） 亀岡市 京田辺市 大阪府のうち 河内長野市 羽曳野市 藤井寺市 兵庫県のうち 三田市 奈良県のうち 大和高田市 橿原市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は町の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第4

(平19省訓28・平19省訓164・平20省訓31・一部改正・平20省訓31全改)

官 署	支給割合
防衛医科大学校	1 0 0 分 の 8
陸上自衛隊朝霞駐屯地座間分屯地に所在する部隊等	1 0 0 分 の 5

陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	100分の8
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	100分の10
陸上自衛隊福岡駐屯地に所在する部隊等	100分の5
陸上自衛隊春日駐屯地に所在する部隊等	100分の5
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	100分の8
航空自衛隊入間基地に所在する部隊等	100分の8
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	100分の8
航空自衛隊春日基地に所在する部隊等	100分の5
情報本部大井通信所	100分の9

附 則（平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

【防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

【懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

【俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成19年3月30日防衛省訓令第28号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（被服の貸与に関する経過措置）
- 2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第130号。以下「一部改正令」という。）附則第2条第1項の規定により貸与される被服については、施行日以後順次貸与することができるものとする。
（被服の返還日に関する経過措置）
- 3 一部改正令附則第2条第2項に規定する防衛大臣が定める期間は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第12条の4に規定する陸曹長等、海曹長等又は空曹長等にあつては3年（令第14条第1項第3号に規定する学生にあつては2年）を経過する日（以下「返還日」という。）とする。ただし、施行日において返還日が到来している場合又は施行日から起算して1月を経過する日（以下「経過日」という。）までの間に返還日が到来する場合にあつては、経過日までの日とする。
（弁償義務等に関する経過措置）
- 4 一部改正令附則第2条第3項の規定により準用する令第17条の2第1項に規定する場合において弁償すべき額については、なお従前の例による。

【防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額の設定に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成19年11月30日防衛省訓令第164号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年11月30日（以下「施行日」という。）から施行し、平成19年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 適用日から施行日の前日までの間に、地域手当（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第14条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定による地域手当に限る。）、広域異動手当及び特地勤務手当を受けていた期間のある自衛官に対する当該期間に係る地域手当の支給割合については、第2条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令附則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附 則（平成20年1月15日防衛省訓令第1号）

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

【防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成20年3月31日防衛省訓令第29号）

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成20年3月31日防衛省訓令第27号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

【防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令】

附 則（平成20年3月31日防衛省訓令第31号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年3月27日防衛省訓令第22号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第29条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

【防衛省職員給与簿規則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年3月31日防衛省訓令第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中目次（「第27条の10 船舶検査等手当」を「第27条の10 海上警備等手当」に改める部分に限る。）及び第27条の10の改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年5月15日防衛省訓令第34号）

この訓令は、平成21年5月15日から施行する。

【海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成21年7月17日防衛省訓令第44号）（抄）

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日

から施行する。

【自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年12月25日防衛省訓令第66号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年3月25日防衛省訓令第8号）（抄）

- 1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

【調達調整会議規則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年4月1日防衛省訓令第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

【懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年8月10日防衛省訓令第33号）

この訓令は、平成22年8月10日から施行し、同年5月23日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年10月1日防衛省訓令第36号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成22年11月30日防衛省訓令第43号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

【防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成23年4月1日防衛省訓令第16号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成23年6月29日防衛省訓令第25号）

この訓令は、平成23年6月29日から施行し、同年3月11日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成23年8月31日防衛省訓令第34号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成24年3月23日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成24年3月29日防衛省訓令第12号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日（附則第3項及び第4項において「施行日」という。）から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成24年4月6日防衛省訓令第15号）

- 1 この訓令は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第27条の5の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ヌの表自衛艦隊の項、同表地方隊の項、別表ルの表航空支援集団の項（援護業務室長に係る部分を除く。）、同表航空開発実験集団の項及び同表機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第36までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成24年5月30日防衛省訓令第20号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則及び乗員の範囲等に関する訓令の一部を改正する訓令】

附 則（平成25年1月30日防衛省訓令第7号）（抄）

- 1 この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成25年3月14日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

【表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成25年3月22日防衛省訓令第16号）

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。ただし、第13条の規定（自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条の改正規定中第22号を第23号とし、第21号の次に1号を加える部分を除く。）は、平成25年3月22日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成25年5月16日防衛省訓令第37号）

- 1 この訓令は、平成25年5月16日から施行する。ただし、第2条中技術研究本部の内部組織に関する訓令第22条第6項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第18条、第19条及び第27条の6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ホの表統合幕僚学校の項、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項及び機関の項、別表ヌの表練習艦隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び機関の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令第2条、第3条第1号、第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項、第5条第1項、第6条並びに別表第1から別表第57までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定並びに自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定は、平成25年4月1日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成25年12月6日防衛省訓令第53号）

この訓令は、平成25年12月6日から施行する。

【装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成26年3月24日防衛省訓令第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成26年3月31日防衛省訓令第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
（食事代に関する訓令の廃止）
- 2 食事代に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第20号）は、廃止する。
（隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令の一部改正）
- 3 隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対する食事の支給に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第80号）の一部を次のように改正する。

第5条中「食事代に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第20号）」を「防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第6条第2項」に改める。

【自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成26年3月31日防衛省訓令第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成26年4月18日防衛省訓令第24号）

この訓令は、平成26年4月20日から施行する。

【国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成26年5月30日防衛省訓令第35号）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。
- 2・3 （略）

【表彰等に関する訓令等の一部改正する訓令】

附 則（平成26年7月31日防衛省訓令第61号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成26年9月22日防衛省訓令第52号）

この訓令は、平成26年9月22日から施行し、この訓令による改正後の第27条の7第1項第17号の規定は、同年7月24日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成27年3月30日防衛省訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条に規定する防衛大臣が定める額は、附則別表第1に掲げる額とする。
- 3 改正後の別表第4に掲げる官署に在勤する者に係る地域手当の支給割合（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第14条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項各号に定める割合をいう。）は、同表に掲げる級地の区分にかかわらず、平成28年3月31日までの間、附則別表第2に定める支給割合とする。

（平28省訓1・一部改正）

附則別表第1（附則第2項関係）

（平27省訓12・追加、平28省訓1・平28省訓67・平29省訓62・全改）

経過措置の期間 期間の区分	経過措置の期間 の区分
	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
	円
16年未満	25,880
16年以上 17年未満	25,480
17年以上 18年未満	25,080
18年以上 19年未満	24,680
19年以上 20年未満	24,280
20年以上 21年未満	23,880
21年以上 22年未満	22,760
22年以上 23年未満	21,920
23年以上 24年未満	20,760
24年以上 25年未満	19,920
25年以上 26年未満	18,880
26年以上 27年未満	17,520
27年以上 28年未満	15,960
28年以上 29年未満	14,360
29年以上 30年未満	13,040
30年以上 31年未満	11,280
31年以上 32年未満	9,800
32年以上 33年未満	7,880
33年以上 34年未満	5,920
34年以上 35年未満	3,840

附則別表第2（附則第3項関係）

（平27省訓12・平27省訓29・平28省訓1・一部改正）

官 署	支給割合
防衛医科大学校	100分の10
陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	100分の10
陸上自衛隊祝園分屯地に所在する部隊等	100分の4
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	100分の10
陸上自衛隊福岡駐屯地に所在する部隊等	100分の9
陸上自衛隊春日駐屯地に所在する部隊等	100分の9
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	100分の10
海上自衛隊厚木航空基地に所在する部隊等	100分の5
航空自衛隊入間基地に所在する部隊等（送信所を除く。）	100分の10.5
航空自衛隊入間基地に所在する部隊に属する送信所	100分の3
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	100分の10
航空自衛隊春日基地に所在する部隊等	100分の9
情報本部大井通信所	100分の12
北関東防衛局（昭島市に在勤する者に限る。）	100分の14

【独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成27年3月31日防衛省訓令第10号）

（施行期日）

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日において旧特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の職員であった者であって引き続きこの訓令の施行の日に防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。以下この項において「令」という。）第1条第1号に規定する職員となったもの及びこの訓令の施行の際現に旧特定独立行政法人の職員であった者として令第9条の6第3項の規定の適用を受けている職員に対するこの訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第17条の3第2項第6号の規定の適用については、これらの者は、同号に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成27年4月10日防衛省訓令第20号）

- 1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第1条、第1条の3、第19条、第27条の9、附則第2項、別表第1、別表第1の2及び別表第6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ロの表防衛大学校の項（「統率・戦史教育室長」を「統率・戦史教育室長」に改める部分に限る。）、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第65までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成27年9月25日防衛省訓令第29号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

【防衛省設置法の一部を改正する法律の施行及び国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成27年10月26日防衛省訓令第48号）

この訓令は、平成27年10月26日から施行し、この訓令による改正後の第19条及び第27条の10の規定は、同年7月24日から適用する。

【自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成27年11月27日防衛省訓令第51号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成27年12月10日防衛省訓令第55号）

この訓令は、平成27年12月10日から施行し、この訓令による改正後の第19条及び第27条の10の規定は、同年8月27日から適用する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年1月26日防衛省訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成28年1月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令の規定、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令の規定及び第3条の規定（附則第3項の改正規定を除く。）による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成27年4月1日から適用する。

【自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成28年1月29日防衛省訓令第4号）

この訓令は、平成28年1月31日から施行する。

【我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令】

附 則（平成28年3月28日防衛省訓令第18号）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年3月31日防衛省訓令第34号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年5月18日防衛省訓令第46号）

この訓令は、平成28年5月18日から施行する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年11月30日防衛省訓令第67号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行し、改正後の幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令、幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成28年4月1日から施行する。

【防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年12月28日防衛省訓令第72号）（抄）

1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

2・3 （略）

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成29年3月31日防衛省訓令第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（俸給の特別調整額に関する訓令別

表ルの改正規定中 「

地方隊直	艦長	4種
轄艦艇	艇長	

」 を 「

地方隊直	艦長	3種
轄艦		

」

に改める部分に限る。）は、同月3日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成29年7月28日防衛省訓令第47号）

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額の決定に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成29年12月15日防衛省訓令第62号）

1 この訓令は、平成29年12月15日から施行する。

2 第1条の規定（幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令第1条第1項の改正規定（「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。）及び同条第3項の改正規定（「第1条第1項第1号ロ」を「第1条第1項第1号ハ」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の同訓令、第2条の規定による改正後の幹部自衛官の候補者が昇任した場合の号俸の決定に関する訓令及び第3条の規定による改正後の防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令の規定は、平成29年4月1日から適用する。

【防衛省職員給与施行細則の一部を改正する訓令】

附 則（平成30年2月19日防衛省訓令第3号）

この訓令は、平成30年2月19日から施行し、この訓令による改正後の第17条の3第1項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第1条関係）

（平27省訓20・追加）

経 歴		換 算 率
国家公務員、地方公務員又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間のうち、自衛官として有用な職務に従事していた期間	別に定める資格を有している者	100/100以下
	上記以外の有用な資格を有している者	80/100以下
	資格を有していない者	50/100以下
その他の期間		予備自衛官にあつては25/100、即応予備自衛官にあつては50/100

別表第1の2（第1条の3関係）

（平18庁訓63・追加、平27省訓20・旧別表第1繰下）

昇任前の号俸	昇任後の号俸
9号俸	3号俸
10号俸	4号俸
11号俸	5号俸
12号俸	6号俸
13号俸	7号俸
14号俸	8号俸
15号俸	9号俸
16号俸	10号俸
17号俸	11号俸
18号俸	12号俸
19号俸	13号俸
20号俸	14号俸
21号俸	15号俸
22号俸	16号俸

23号俵	17号俵
24号俵	18号俵
25号俵	19号俵
26号俵	20号俵
27号俵	21号俵
28号俵	22号俵
29号俵	23号俵
30号俵	24号俵
31号俵	25号俵
32号俵	26号俵
33号俵	27号俵

別表第2（第6条の2関係）

（昭61庁訓48・全改、平10庁訓20・一部改正、平18庁訓63・別表第1から繰下、平19省訓28・平20省訓22・平23省訓16・平28省訓46・一部改正）

予備自衛官貸与被服品目及び数量表

品 目	数 量		
	陸上自衛隊の予備自衛官	海上自衛隊の予備自衛官	航空自衛隊の予備自衛官
冬服（上衣及びズボン）	1 組	1 組	1 組
夏服（上衣及びズボン）	1 組	1 組	1 組
作業服（上衣及びズボン）	2 組	2 組	2 組
正帽	1 個	1 個	1 個
作業帽	1 個	1 個	1 個
略帽		1 個	
帽日おおい		1 個	
ワイシャツ	1 着	1 着	1 着
ネクタイ	1 個	1 個	1 個
襟飾り		1 個	
外とう	1 着	1 着	1 着
作業外被	1 着		1 着
雨衣	1 着	1 着	1 着
編上靴		1 足	1 足
半長靴	1 足		
短靴	1 足	1 足	1 足
帽章	1 個	1 個	1 個

階級章	2 組	2 組	2 組
バンド	2 個	2 個	2 個
手袋	1 組	1 組	1 組
靴下	2 足	2 足	2 足
備考			
1 貸与の期間は、訓練招集に応じている期間とする。			
2 冬（夏）期においては、夏（冬）期に必要な被服を貸与しない。			
3 女子である予備自衛官に対しては、本表の品目中冬服のズボンに代えて冬服のスカートを、夏服のズボンに代えて夏服のスカートを貸与することができる。			
4 訓練招集の期間が短い等のため、本表の品目及び数量の被服の全部を必要としないと俸給支給機関の長が認めるときはその一部を減ずることができる。			

別表第2の2（第6条の2関係）

（平10庁訓12・追加、平18庁訓63・別表第1の2から繰下、平19省訓28・平28省訓46・一部改正）

即応予備自衛官貸与被服品目及び数量表

品 目	数 量
冬服（上衣及びズボン）	1 組
夏服（上衣及びズボン）	2 組
作業服（上衣及びズボン）	2 組
正帽	1 個
作業帽	1 個
ワイシャツ	1 着
ネクタイ	1 個
外とう	1 着
作業外被	1 着
雨衣	1 着
半長靴	2 足
短靴	1 足
帽章	1 個
階級章	3 組
バンド	2 個
手袋	1 組
靴下	2 足
備考	
別表第2の備考は、即応予備自衛官に対して被服を貸与する場合について準用する。	

別表第2の3（第6条の2関係）

（平14庁訓4・追加、平18庁訓63・別表第1の3から繰下、平19省訓28・一部改正・平28省訓46・全改）

予備自衛官補貸与被服品目及び数量表

品 目	数 量	
	陸上自衛隊の予備自衛官補	海上自衛隊の予備自衛官補

冬服（上衣及びズボン）	1	組	1	組
夏服（上衣及びズボン）	1	組	1	組
作業服（上衣及びズボン）	2	組	2	組
正帽	1	個	1	個
作業帽	1	個	1	個
略帽			1	個
帽日おおい			1	個
ワイシャツ	1	着	1	着
ネクタイ	1	個	1	個
外とう	1	着	1	着
作業外被	1	着		
雨衣	1	着	1	着
編上靴			1	足
半長靴	1	足		
短靴	1	足	1	足
帽章	1	個	1	個
バンド	2	個	2	個
手袋	1	組	1	組
靴下	2	足	2	足
備考				
別表第2の備考は、予備自衛官補に対して被服を貸与する場合について準用する。この場合において、同表備考第1及び第4中「訓練招集」とあるのは、「教育訓練招集」と読み替えるものとする。				

別表第2の4（第8条関係）

（昭30庁訓62・旧別表第1繰下、昭31庁訓8・昭37庁訓7・昭45庁訓41・昭49庁訓31・昭50庁訓6・昭60庁訓12・平10庁訓20・一部改正、平18庁訓63・別表第2から繰下、平19省訓28・平20省訓22・平21省訓66・平22省訓29・平26省訓22・一部改正）

被服基準期間表

品 目	単位	期 間				
		陸上自衛官 及び陸上自 衛隊の自衛 官候補生	海上自衛官 及び海上自 衛隊の自衛 官候補生	航空自衛官 及び航空自 衛隊の自衛 官候補生	学 生	生 徒
冬服上衣	1 着	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月
冬服ズボン	1 着	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月
冬服スカート	1 着	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月	2 4 月
夏服上衣	1 着	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月
夏服ズボン	1 着	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月
夏服スカート	1 着	8 月	8 月	8 月	8 月	8 月
作業服上衣	1 着	6 月	6 月	6 月	6 月	6 月
作業服ズボン	1 着	6 月	6 月	6 月	6 月	6 月
体操服上衣	1 着	—	—	—	6 月	6 月
体操服ズボン	1 着	—	—	—	6 月	6 月
作業外被	1 着	4 8 月	—	4 8 月	—	4 8 月

正帽	1個	36月	36月	36月	24月	24月
略帽(冬)	1個	—	16月	—	—	—
略帽(夏)	1個	—	8月	—	—	—
略帽	1個	—	—	—	—	16月
作業帽	1個	6月	6月	6月	12月	12月
帽日おおい	1個	—	6月	—	8月	—
体操帽	1個	—	—	—	12月	12月
ワイシャツ	1着	8月	8月	8月	8月	8月
ネクタイ	1個	8月	8月	8月	8月	—
襟飾り	1個	—	24月	—	—	—
外とう	1着	25月	25月	25月	25月	25月
雨衣	1着	36月	36月	36月	36月	36月
編上靴	1足	—	24月	24月	—	—
半長靴	1足	8月	—	—	8月	8月
短靴	1足	24月	12月	24月	12月	12月
帽章	1個	36月	36月	36月	36月	36月
階級章	1組	12月	装着する被 服の期間と 同一の期間 —	12月	—	—
襟章	1組	—	24月	—	24月	—
バンド	1個	24月	—	24月	24月	24月
ズボンつり	1個	—	120月	—	24月	24月
衣のう	1個	120月	—	120月	120月	120月

別表第3 (第17条関係)

(昭44庁訓43・追加、昭50庁訓6・昭50庁訓45・昭57庁訓19・昭59庁訓1・昭59庁訓32・昭59庁訓34・昭63庁訓12・平3庁訓9・平4庁訓14・平4庁訓41・平5庁訓10・平18庁訓63・平21省訓31・一部改正)

区分 部隊等	令第8条の5第1項第1号該 当の部隊等	令第8条の5第1項第2号該当の部隊等
陸上自衛隊の部隊等	遠軽駐屯地、美幌駐屯地、鹿 追駐屯地、白老駐屯地、那覇 駐屯地又は与那国駐屯地に所 在する部隊等	名寄駐屯地、留萌駐屯地、滝川駐屯地、上富良野 駐屯地、岩見沢駐屯地、北千歳駐屯地、東千歳駐 屯地、北恵庭駐屯地、南恵庭駐屯地、島松駐屯地 、安平駐屯地、倶知安駐屯地、大和駐屯地、船岡 駐屯地、北富士駐屯地、富士駐屯地、今津駐屯地 、出雲駐屯地、日本原駐屯地、湯布院駐屯地、玖 珠駐屯地又は国分駐屯地に所在する部隊等
海上自衛隊の部隊等	沖縄基地隊、硫黄島航空基地 隊	大湊地方総監部、大湊地方総監部に籍をおく艦船 、館山航空基地隊、自衛隊大湊病院
航空自衛隊の部隊等	奥尻島分屯基地、襟裳分屯基 地、硫黄島分屯基地、見島分 屯基地、下甕島分屯基地又は 那覇基地に所在する部隊等	千歳基地、三沢基地、松島基地、百里基地、築城 基地又は新田原基地に所在する部隊等

別表第3の2（第17条関係）

（昭50庁訓6・追加、昭52庁訓15・昭59庁訓37・平9庁訓31・平12庁訓27・平13庁訓2・平18庁訓83・平28省訓16・一部改正）

組 織
人事教育局衛生官 防衛大学校の体育学教育室（体育理論の科目に限る。） 防衛医科大学校の医学教育部医学科及び病院

別表第4（第17条の2関係）

（昭46庁訓13・全改、昭47庁訓7・昭49庁訓9・昭49庁訓32・昭50庁訓6・昭50庁訓40・昭55庁訓21・昭57庁訓5・昭57庁訓19・昭59庁訓34・昭59庁訓37・昭60庁訓24・昭60庁訓42・昭61庁訓39・平2庁訓9・平7庁訓27・平9庁訓1・一部改正、平18庁訓63・全改・平18庁訓83・平25省訓16・平27省訓12・平27省訓29・平28省訓34・平29省訓47・一部改正）

官 署	級地の区分
防衛医科大学校	5級地
陸上自衛隊宇治駐屯地に所在する部隊等	5級地
陸上自衛隊祝園分屯地に所在する部隊等	6級地
陸上自衛隊川西駐屯地に所在する部隊等	5級地
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所	5級地
海上自衛隊厚木航空基地に所在する部隊等	6級地
航空自衛隊入間基地に所在する部隊等（送信所を除く。）	4級地
航空自衛隊入間基地に所在する部隊に属する送信所	7級地
航空自衛隊小牧基地に所在する部隊等	5級地
情報本部大井通信所	4級地

別表第4の2（第17条の2関係）

（平15庁訓69・全改、平18庁訓63・削除）

別表第5（第26条関係）

（昭46庁訓24・全改、昭50庁訓6・昭57庁訓17・昭57庁訓19・平10庁訓20・平12庁訓24・平16庁訓20・平20省訓12・一部改正）

路 線	区 間
名寄駐屯地礼文分屯地専用	礼文郡礼文町稚内国有林151林班香深線道道分岐点から礼文郡礼文町大

道路	字船泊字高山所在の礼文分屯地まで
第25航空隊障子山航空保安無線所専用道路	むつ市釜臥山国有林野22林班から同国有林野20林班及びもみ沢山国有林野18林班所在の障子山航空保安無線所施設まで
第3高射群専用道路	夕張郡長沼町馬追国有林野3林班所在の高射群施設から同国有林野4林班所在の高射群施設まで
北部航空警戒管制団第42警戒群専用道路	むつ市釜臥山国有林野23林班から同国有林野22林班及びもみ沢山国有林野18林班所在の警戒群施設まで
北部航空警戒管制団第45警戒群専用道路	北海道石狩郡当別町弁ヶ別1923の17番地から同町弁ヶ別森林区画244内熱田行事行区所在の警戒群施設まで
北部航空警戒管制団第18警戒隊専用道路	稚内市恵比寿5丁目2番1号から同市大字稚内村字ノシャップ所在の警戒隊施設まで及び同区間中警戒隊受信所への分岐点から同受信所まで
北部航空警戒管制団第28警戒隊専用道路	網走市字ニツ岩133の1番地から同市ニツ岩国有林野112林班所在の警戒隊施設まで及び同区間中網走市水源池への分岐点から同水源池まで
北部航空警戒管制団第29警戒隊専用道路	北海道奥尻郡奥尻町字玉浦555番地から同町湯浜国有林野411林班及び454林班所在の警戒隊施設まで
北部航空警戒管制団第33警戒隊専用道路	男鹿市男鹿中山田地内県道男鹿北浦線分岐点から同市男鹿山国有林野108林班、129林班及び132林班所在の警戒隊施設まで
中部航空警戒管制団第23警戒群専用道路	輪島市惣領町15の40番地から同市西大野町29番地所在の警戒群施設まで
中部航空警戒管制団第46警戒隊専用道路	新潟県佐渡市千種字赤坂東通り山林乙1192の2から同市北片辺字アンダイ松尾相模範林2414所在の警戒隊施設まで

別表第6（第28条関係）

（昭46庁訓13・追加、昭47庁訓7・昭47庁訓38・昭48庁訓11・昭48庁訓28・昭48庁訓61・昭49庁訓31・昭50庁訓45・昭53庁訓28・昭54庁訓9・昭55庁訓3・昭55庁訓34・昭55庁訓36・昭56庁訓33・昭57庁訓19・昭59庁訓1・昭59庁訓28・昭59庁訓39・昭63庁訓32・平4庁訓41・平5庁訓31・平6庁訓15・平9庁訓1・平10庁訓13・平11庁訓9・平13庁訓32・平13庁訓51・平14庁訓8・平16庁訓40・平18庁訓65・平18庁訓83・平19省訓145・平20省訓12・平22省訓15・平23省訓16・平24省訓12・平27省訓20・平27省訓39・平29省訓28・一部改正）

特 地 官 署	級 別 区 分	
	特定期間	特定期間以外の期間
陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地に所在する部隊等	4 級	3 級
陸上自衛隊矢臼別演習場管理しよう舎	1 級	
陸上自衛隊然別訓練しよう舎	1 級	

陸上自衛隊第302沿岸監視隊羅臼監視所	3 級	2 級
陸上自衛隊鹿追駐屯地に所在する部隊等	1 級	
陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地に所在する部隊等	3 級	2 級
陸上自衛隊島松山高射教育訓練場	1 級	
陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場管理しよう舎	2 級	1 級
陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎	2 級	2 級
自衛隊島根地方協力本部隠岐の島駐在員事務所	2 級	2 級
自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所	2 級	2 級
自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員事務所	2 級	2 級
自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所	2 級	2 級
自衛隊長崎地方協力本部壱岐駐在員事務所	2 級	2 級
自衛隊鹿児島地方協力本部奄美大島駐在員事務所	3 級	3 級
自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所	3 級	3 級
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	5 級	5 級
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	3 級	3 級
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	3 級	3 級
海上自衛隊対馬防備隊本部	2 級	2 級
海上自衛隊父島基地分遣隊	6 級	6 級
海上自衛隊硫黄島航空基地隊	6 級	6 級
海上自衛隊硫黄島警務分遣隊	6 級	6 級
海上自衛隊奄美基地分遣隊	4 級	4 級
海上自衛隊硫黄島航空分遣隊	6 級	6 級
海上自衛隊壱岐警備所	4 級	4 級
海上自衛隊上対馬警備所	3 級	3 級
海上自衛隊下対馬警備所	3 級	3 級

海上自衛隊竜飛警備所	3 級	3 級
海上自衛隊南鳥島航空派遣隊	6 級	6 級
海上自衛隊松前警備所白神支所	3 級	3 級
海上自衛隊那覇システム通信分遣隊国頭受信所	2 級	2 級
航空自衛隊奥尻島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等	2 級	2 級
航空自衛隊加茂分屯基地に所在する部隊等	2 級	2 級
航空自衛隊大滝根山分屯基地に所在する部隊等	3 級	2 級
航空自衛隊硫黄島分屯基地に所在する部隊等	6 級	6 級
航空自衛隊白山分屯基地に所在する部隊等	1 級	1 級
航空自衛隊見島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊背振山分屯基地に所在する部隊等	2 級	2 級
航空自衛隊海栗島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊福江島分屯基地に所在する部隊等	3 級	3 級
航空自衛隊高畑山分屯基地に所在する部隊等	3 級	3 級
航空自衛隊下甕島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊奄美大島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊沖永良部島分屯基地に所在する部隊等	5 級	5 級
航空自衛隊久米島分屯基地に所在する部隊等	4 級	4 級
航空自衛隊宮古島分屯基地に所在する部隊等	3 級	3 級
航空自衛隊電波情報収集群第3収集班	5 級	5 級
情報本部喜界島通信所	5 級	5 級
防衛装備庁航空装備研究所新島支所	3 級	3 級
北関東防衛局小笠原出張所	6 級	6 級

別表第7（第28条関係）

（昭50庁訓40・全改、昭54庁訓9・昭57庁訓19・昭62庁訓31・平4庁訓41・平5庁訓31・平6庁訓6・平10庁訓13・平18庁訓83・平19省訓28・平22省訓15・平23省訓16・平24省訓12・平27省訓39・平28省訓16・一部改正・平29省訓第28号・全改）

区 分	準 特 地 官 署
一の年	陸上自衛隊別海駐屯地に所在する部隊等 自衛隊新潟地方協力本部佐渡島駐在員事務所 海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所 航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊等 航空自衛隊佐渡分屯基地に所在する部隊等
特定期間	陸上自衛隊ニセコ訓練しよう舎 航空自衛隊車力分屯基地に所在する部隊等
特定期間以外の期間	陸上自衛隊矢白別演習場管理しよう舎 陸上自衛隊鹿追駐屯地に所在する部隊等 陸上自衛隊然別訓練しよう舎 陸上自衛隊島松山高射教育訓練場